

イハートブ

第93号
2022

巻頭言・寄稿・会務報告・理事会報告・委員会の動き・
地域薬剤師会の動き・薬連だより・最近の話題・
リレーエッセイ・話題のひろば・職場紹介・
会員の動き・保険薬局の動き・求人情報・図書紹介



編集・発行／一般社団法人岩手県薬剤師会 令和4年9月30日



岩手県医薬品卸業協会

株式会社スズケン岩手

〒020-0125 岩手県盛岡市上堂4-5-1

☎019(641)3311

東邦薬品株式会社岩手営業部

〒020-0122 岩手県盛岡市みたけ2-7-15

☎019(646)7130

東北アルフレッサ株式会社

岩手第一営業部 〒020-0846 岩手県盛岡市流通センター北1-4-7

☎019(637)3333

岩手第二営業部 〒027-0052 岩手県宮古市宮町3-9-14

☎0193(62)3638

株式会社バイタルネット岩手営業部

〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南3-1-12

☎019(638)8891

株式会社メディセオ北海道・東北支社岩手営業部

〒025-0312 岩手県花巻市二枚橋第5地割6-26

☎0198(26)0552

巻頭言



「100年後、薬剤師はどこにいらっしゃるのでしょうか」

(一社) 岩手県薬剤師会

副会長 金澤 貴子

岩手県薬剤師会は、畑澤博巳会長が続投となり新体制となっております。私も、もう2年副会長として頑張らせていただくことになりました。

私が薬剤師となったのは昭和58年です。医薬分業という言葉が世の中に出始めました頃でした。大学では今のような実習体制はなく、本人が希望すれば2週間程度の病院実習をする程度でした。実習先も自分で見つけなければなりませんでした。私は、地元の県立病院で夏休み中の2週間病院実習をさせていただきました。実際の医薬品に触れ、本物の処方箋を見たのも初めてで、自分が調剤を手伝った薬が患者さんへ渡されるのを見て大変嬉しかったことを思い出します。家に帰り、母親に今日あったことを話するときかなり興奮していたのではと思うのですが、その母も今は亡くなっているので確かめることはできませんが、今思えば「守秘義務違反」にあたる内容もあったかもしれません。卒業後は縁あって、実習先だった県立病院へ就職しました。病院薬剤師も、今のような病棟活動は出来ていない時代です。入院や外来の患者さんへのお薬を調剤して渡す業務に追われていました。患者さんへの服薬指導など行われておらず、患者さんと直接関わる機会も限られたものでした。

しかし、この30年ほどの間に薬剤師の業務内容は大きく変わってきました。医薬分業がかなりのスピードで進み、お薬は薬局でもらうのが当たり前の世の中です。私が保険薬局を始めた平成6年当時は、二戸地域は院外処方箋を体験したことのない患者さんがほとんどで、受ける薬局も今まで処方箋に触れてこなかった薬局薬剤師が一から勉強をし直して、地域薬剤師会で毎週勉強会を行い、1年間の準備期間の後院外処方がスタートしました。

現在、薬学教育は6年制となり、11週の実務

実習を経て薬剤師となります。私が卒業した当時とは大きく異なり、2年延びたことによって、より多くの知識・経験を積むことができるようになりました。30年前は、調剤行為を中心にした対物業務が主でしたが、薬機法の改正や超高齢化時代へ対応するために、対人業務へのシフトが求められています。薬局の定義が「調剤の業務並びに薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所」へ変更になり、薬剤師法では、服用期間を通じての継続的な薬学的管理等が義務づけられました。今年、3年ぶりに実務実習生を指導しましたが、その時とは変わっていることを再認識しました。

このように、私たち薬剤師が行うべき業務は、この30年で大きく変化してきました。これからも変わっていくことでしょう。東日本大震災やコロナ感染症という非常時でのこれまでの対応も含め、薬剤師の職能が広く社会に認知され、薬剤師がいて良かったと思っていただけるようにならなければと思います。

岩手県薬剤師会は今年創立110周年の節目の年です。記念講演や式典等の準備を始めた当初は市民公開講座を開催し、薬剤師を広く地域住民へアピールする良い機会だとぎりぎりまで検討しましたが、その後のコロナ感染症の拡大により断念せざるを得ませんでした。大変残念ですが仕方がありません。今後も毎年多くの薬剤師が誕生することでしょう。次世代の薬剤師へ、これまでの100年で起きたこと成しえたこと問題点を伝え、未来へのバトンを上手く渡したい。薬剤師が社会に必要とされる職能であり続けたいと思うのです。

また、今後120周年130周年と会を継続するために、先輩方が培ってきたものを土台として、社会のニーズを的確に捉えて行き、若い薬剤師や未来の薬剤師の羅針盤となればと思っています。

★★★ もくじ ★★★

巻頭言……………	1	話題のひろば……………	26
寄稿……………	3	リレーエッセイ……………	28
会務報告……………	9	職場紹介……………	29
理事会報告……………	10	会員の動き……………	31
委員会の動き……………	10	保険薬局の動き……………	33
地域薬剤師会の動き……………	15	求人情報……………	34
薬連だより……………	17	図書紹介……………	35
最近の話題……………	19	編集後記……………	38
コロナ禍の取り組み……………	23		



月～金曜日 ひる 1:00～ゆうがた 4:50

10月17日から始まる「薬と健康の週間」を広く岩手県民に周知するため、IBCラジオを通じて告知CMを集中的に放送するとともに、当該週間の毎朝定時に県薬剤師会所属の薬剤師がラジオ番組に生出演をして、その肉声で「医薬品を正しく使用することの大切さ、そのために薬剤師が果たす役割の大切さ」を訴えます。是非多くの皆様にラジオ放送のPRをお願いします。

岩手県薬剤師会 提供コーナー 「薬と健康ワンポイント」

10/17（月）～10/21（金） ごご1時20分ころ～全5回

アレルギー疾患に関わる薬剤師の役割 ～小児アレルギーエデュケーターとしての患者教育～

すずらん調剤薬局

小児アレルギーエデュケーター

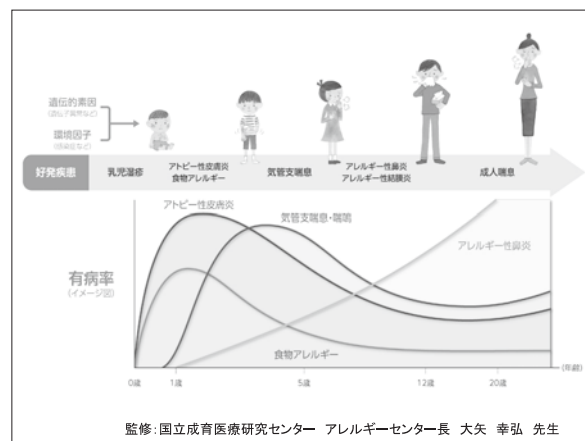
上荷 裕広

はじめに

平成26年6月にアレルギー疾患対策基本法が成立し公布されました。背景には、国民の約二人に一人がアレルギー疾患（気管支喘息・アトピー性皮膚炎・花粉症・食物アレルギーなど）を有し、これらの疾患では急激な症状の悪化によって生活の質が著しく損なわれて生活に多大な影響を及ぼしていることから、アレルギー疾患対策を総合的に推進する必要があるためです。基本的施策にはアレルギー疾患の予防と症状軽減のために知識の普及と生活環境の整備、さらには居住地域にかかわらず等しくアレルギー疾患医療を受けることができる均てん化の推進などが定められています。均てん化の推進において「国はアレルギー疾患に関する学会と協力し、アレルギー疾患医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策をこうじるものとする」と記載され、薬剤師もその役割を担うことが期待されています。

＜子どものアレルギー疾患＞

小児のアレルギー疾患においては“アレルギーマーチ”（図1）という概念があります。これは同愛記念病院（東京）の故馬場実先生が提唱された概念で、馬場先生は日本のアレルギー治療に多大な貢献をされたご高名な先生です。“アレルギーマーチ”とは、加齢と共にアレルギーの原因抗原と症状が次々と変化していく現象を言い、アレルギー性疾患が次から次へと行進しているかのように現れることを表したものです。アレルギーマーチの進展に歯止めをかけることが大切で、今の症状を抑えるだけではなく、いかに症状を起こさないようにするかが重要なのです。



監修: 国立成育医療研究センター アレルギーセンター長 大矢 幸弘 先生

＜治療の進化と情報の遅れ＞

後述しますが、この十数年で小児アレルギー疾患の診断や治療は大きく変化しました。しかし一部では未だに旧態依然の治療や指導がなされているのも事実です。またアレルギー疾患は多くの人々が疑問や悩みを抱えているため、ネット上にはさまざまな情報があふれ、過去の指導や治療法が都市伝説のごとく広がっていることも否めません。不適切な治療で患者さんが不利益を被らないためにも、最新の正しい情報を薬剤師も知っておく必要があると考えます。

＜小児アレルギーエデュケーター（Pediatric Allergy Educator:PAE）とは？＞

各種治療ガイドラインにより、小児アレルギー疾患は適切な治療を行うことでより多くの子どもたちが救われるようになりました。しかしそのためには、アレルギー疾患のことをよく知り、正しい治療方法を継続し、目的に向かってアドヒアランスを高めていかなければなりません。日本小児臨床アレルギー学会は、高度なアレルギーの専門知識と指導技術をもったコメディカルスタッフを養成し、多職種協働で治療を進めていくことが大

切と考え、アレルギー専門コメディカルであるPAEの認定制度を平成21年度から開始しました。PAEの仕事は、アレルギーを持っている子ども達のサポートで、アレルギーに悩む子どもやそのご家族の相談にのり、一人ひとりの症状に合わせた指導やアドバイスをを行います。さらに薬剤師を含めた医療従事者や一般の方々にも広く知識を伝える役割を果たしています。PAEとして三重県内や他府県の薬剤師会からもお招きいただいて、吸入指導やスキンケア、食物アレルギーとエピペン®指導などの講習会を数多く実施してきました。患者指導におけるPAEの基本は「知識だけでは患者教育ができない」です。薬の必要性や正しい使い方を説明しても、保護者が理解し、納得しないとアドヒアランスの維持は困難です。親と子が納得した治療に取り組むためには患者教育が必要であるため、PAEは患者教育理論や技法を学びます。認定取得についてはHPに記載がありますが、令和5年度から認定までのスケジュールが変更される予定です。(日本小児臨床アレルギー学会ホームページ <http://jspcakenkyuukai.jp/information/>)
＜各疾患における患者指導の概要＞

○気管支喘息（以下BA）…BAはステロイド吸入薬（ICS）やロイコトリエン受容体拮抗薬の普及によって、発作のコントロールが可能となり喘息患児の生活の質は向上しました。BAの治療目標は、発作のない日常生活を送り、運動なども普通にできることで、症状がない状態を継続することです。例えばICSを低用量で使用している児は、ガイドライン（GL）における治療ステップ2に該当します。この状態で発作が無いとしても、これは“みかけの重症度”であって、治療ステップを加味した“真の重症度”は軽症持続型となります。症状がなくても、それは薬によってコントロールされている状態であることを理解させ、アドヒアランスの低下を防がなくてはなりません。

また吸入薬では吸入手技が問題となります。もちろん薬剤師は正しい吸入手技を指導しなくてはなりませんが、子どもにおいて最も大切なことは、嫌がらずに吸入できることです。子どもが楽しく前向きに取り組めるような工夫が必要です。また薬剤師はデバイスの適合性を検討する必要もあり

ます。患児に合ったデバイスが処方されていない場合、その旨を医師に進言してデバイスの変更を検討する必要も生じます。そして継続した吸入手技の確認です。手技の欠落があった場合には間違っている手技を単に修正指導するのではなく、どうしてそのような手技になったのか、その経緯や思いを親子から聴きとることも必要です。私たちは正しく指導したと思っていても、聴く側にとってはそうでない場合もありますし、陥りやすい手技にはそれなりの理由があります。患者親子に寄り添って考え、一緒に歩む姿勢が求められると考えます。

○アトピー性皮膚炎（以下AD）…ADのGLにおける治療の3本柱は1) 薬物療法 2) スキンケア 3) 原因・悪化因子の検索と対策で、スキンケアは洗浄と保湿と紫外線対策になります。薬物療法も変わりました。塗り方ではFTU（Finger Tip Unit）の概念です。人差し指の先端から指の一節目まで出した量が、両手のひらの面積に相当する部位に塗布する量となります。しかし軟膏の出し方も人それぞれで、たっぷり出す人もいれば、細く出す人もいます。よって皮膚が“てかるくらい”で、ティッシュ1枚がくっつく程度の量が基本となります。また塗り伸ばす際には、皮膚のシワに沿って横に伸ばすことが基本です。現在のGLではステロイド薬の選択も以前とは異なり、子どもも大人と同じランクのステロイドを用いるとされています。今はステロイド以外にもタクロリムス軟膏やJAK阻害薬の軟膏もあり、選択肢が増えていきますので保護者が納得できる治療法の提供が要となります。また塗布方法も、以前は“改善したらすぐに止める”でしたが、繰り返す病態についてはプロアクティブ療法が適応となります。これは症状が落ち着くまでは毎日塗布し、落ち着いてきたら1日おきに塗布、その後悪化しなければ2日おき、3日おきと徐々に間隔を空け、症状がなくても週に1日の塗布を継続した後、最終的にはステロイド無しでコントロールできるようにする塗布方法です。ただし保湿剤は継続して塗布します。この方法で皮膚の奥に潜んでいる炎症をしっかりとコントロールし、症状の再燃を防ぎます。過去の経験から「止めるとすぐに再燃する…

だからステロイドは止められない」と思っていた保護者にも、今の治療法を指導して理解を得ます。

スキンケアでは洗浄と保湿が大切で、特に洗い方については力を入れて指導しています。皮膚の状態にもよりますが、基本的には石鹸を用いて手で洗います。何よりも泡立てが重要で、しっかりと泡立てたきめの細かいモチモチの泡を作ります。泡で出るソーブも良いのですが、球状の泡立てネットや洗顔用の泡だて器（Awa-Hour）で作った泡はきめが細かく、手で持って逆さにしても落ちません。ただ泡立てネットの場合、作るのに時間を要し手間もかかるため、泡だて器の使用をお薦めしています。薬局にて実演し、作った泡を手の中につけて洗ってもらいます。洗浄後のしっとり感を実感することで、その必要性を理解・納得し、やってみようという気持ちが芽生え、保護者の行動が変わります。乳幼児期の皮膚トラブルについては薬だけではなく、スキンケア指導によって皮膚症状が改善した事例を何例も経験し、お母さん方から感謝されています。

AD以外でも現在の育児においては皮膚をきれいに保つことの重要性が言われています。食物アレルギー予防の観点やアレルギーマーチの進展を防ぐ意味からも、乳幼児期にしっかりとスキンケア指導することが大切であり、私たち薬剤師が積極的に関わることが可能です。

○食物アレルギー（以下FA）…私どもでは来局されて問診を行った際、FAがあると答えられた場合には必ずその根拠、つまりどのような症状があって、どこで診断を受けたのかを確認します。すると思わぬ回答が返ってきます。「タマゴボーロを食べさせたら口の周りにブツブツができたので卵アレルギーと判断して食べさせていない」とか、とある医師から「生後6カ月の時、離乳食開始前にアレルギーがあるかどうか血液検査しようと言われ、値が高かったので卵アレルギーと診断され除去している」など不適切な事例があります。FAと診断されることは“卵が食べられない”ことだけにとどまりません。子どもは成長過程において、いろいろなことができるようになって育ちます。ここで自己効力感・自分はできるのだ！という自信を育みます。しかし「○○が食べられな

い」ということは、幼い頃から「できない」ということが刻まれてしまい、子どもの発育にも大きく影響するのです。ですのでFAには正しい診断と判断が求められるため、私は薬剤師PAEとして積極的に介入していきます。

FAの発症機序についてもかなり解明され、現在の考え方の主流は経皮感作です。食物タンパクが細かくなった抗原は、一般家庭でも家中にあることが分かってきました。これらの抗原が乳幼児の荒れた皮膚から体内に入り、感作を起こすことが判明し、よって乳幼児期の肌のケアの重要性が見直されているのです。

FAの診断と治療についてはこの10数年で大きく変わりました。◎症状の発現によって検査して判断し、血液検査だけで診断しない◎安全に食べられる量を食べる◎念のための除去はしない、などが基本です。アレルギー症状の程度にもよりますが、病院において経口負荷試験を実施して食べられる安全な量を見出して食べる治療が行われます。多くのお母さん方は、離乳食開始時期となる生後5～6か月頃にこういった悩みや不安を持ちますので、この時期に来局された方には当薬局の無料貸し出し書籍などを活用して理解を深めています。

最近の情報として、FAの原因食物は今まで卵・牛乳・小麦の順でしたが、2020年の調査で小麦が4位となり、木の実が3位となりました。（日本小児臨床アレルギー学会にて報告あり）数年前から木の実によるアレルギーが増加傾向にあり、順位が入れ替わったのです。木の実の中でもクルミが最も多くなっています。ちなみにピーナッツは木の実とは別になります。

FAには多くの病型があり、よく知られている即時型症状の他に、口腔アレルギー症候群、食物依存性運動誘発アナフィラキシー、花粉-食物アレルギー症候群、ラテックス-フルーツ症候群など新たな病型分類がなされています。最近注目されているのが新生児・乳児食物蛋白誘発胃腸症で、卵黄摂取による嘔吐症状の発症事例が増加していることです。1歳までに改善することが多いのですが、FAにおいて今まで卵黄は大丈夫と考えられていたことが覆されているのです。これらの情

報も学会に参加して得られる最新情報です。

FAによる症状は皮膚症状が最も多く、およそ85%を占めます。他に呼吸器症状や胃腸症状もあり約10%にショックがみられます。ここで注意すべきは、およそ15%の人には皮膚症状が出ないことです。皮膚症状がないからと言ってFAではないと判断するのは拙速です。

症状発現時に用いられる抗ヒスタミン剤は、食物アレルギーにともなう皮膚症状を改善しますが、全てのアレルギー症状を抑える訳ではありません。内服ステロイドは、今ある症状をすぐに抑えるためではなく、症状が治まった数時間後に再燃する2相性の反応を抑えるために用いられます。症状が強い場合に2相性の反応が出現しやすいので、症状が強い時に用いるという用法指示となります。

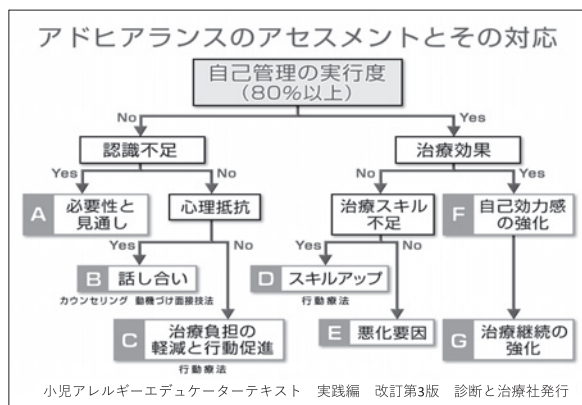
さて緊急時のエピペン[®]ですが、使い方の指導なら3分もあれば可能です。しかし本当にそれだけで正しく使用できるかというと、そうではありません。エピペン[®]の針は一般の注射針とは比べものにならないくらい太い針で、ほとんど針金です。ジーンズをも貫く太さですので、注射時の痛みは想像を絶します。打たれた瞬間に子どもが動いてしまうと、針による裂傷を引き起こすために動かないようにしっかりと固定することが重要で、固定の手法や実際の緊急時の対応についてシミュレーションも含めて保護者や教職員に指導しておく必要があります。PAEとしてこういった研修も学校に出向いて実施しています。

< PAE が行う患者教育 >

薬の薬効や適切な使用方法を説明するのは、薬剤師として当然の責務です。しかしそれだけで、患者さんのアドヒアランスは向上するのでしょうか？服薬動機を高めるためには、基本的な疾患の知識も必要ですし、各人に合った対応が求められます。そこでPAEの患者教育の基本となる「アドヒアランスのアセスメントとその対応」図2を示します。

スタートは実行度の把握で、80%以上あるかどうかの確認から始めます。そこで実行度が低い場合の対応を見ていきます。まずは「認識不足」があるかどうか…つまりADではステロイド軟膏や保湿剤の役割や必要性の理解、またBAではICS

の意義や必要性を理解しているかを確認します。認識不足があると判断された場合、疾病における薬物療法の意義や必要性を指導します。指導においては資材の活用をお勧めします。独立行政法人環境再生保全機構 (<https://www.erca.go.jp/>) では、これらの疾患に関する患者教育用資材が無償で提供されており、ホームページから申し込みが可能ですので、ぜひともご活用いただければと思います。



さて次に認識不足はなく、治療について理解はしている…しかしなんとなく不安や心配がある。これが「心理抵抗」になります。小児アレルギー疾患においては、ここが大きなカギとなります。つまり「ステロイド軟膏を使った方が良いのはわかっているが、何となく怖い…」とか「発作もないのにICSを続けていても大丈夫？」など、なんとなく不安を抱えられている保護者の方は多くおられます。私もPAE取得前、ステロイド軟膏への不安を訴えられたお母さんに対して、その必要性ばかりを説いていました。自分なりに説得できたと思っていましたが、今から思えば本当に解決できていたのかどうか…反省しきりです。

さてここでの技法が「カウンセリング」「動機づけ面接」です。カウンセリングは傾聴・確認・共感によって、相手の気持ちや思いを理解し、いま目の前いるクライアント（患者）の姿を写し出し、クライアント自身にその問題点を気づかせて、自分自身で問題点を解決する手法で、いわゆるアドバイスではありません。カウンセリングは、クライアントに気づきを与えることであり、クライアント自ら行動変容を起こします。最近テレビにおいては“共感”が汎用されていますが、カウ

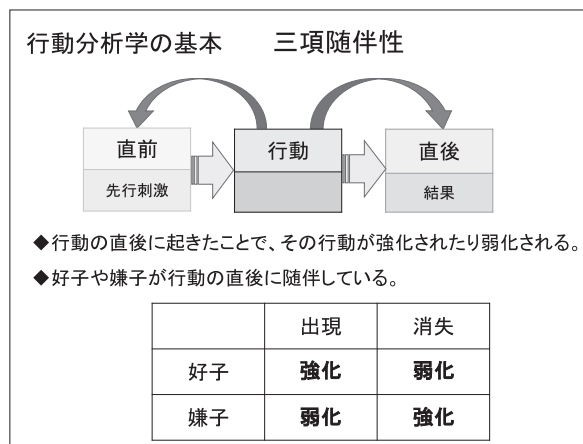
セリングでの“共感”は相手の立場になって気持ちや思いを感じることで、主体はあくまでもクライアントなのです。しかし汎用されている“共感”は「私もそう思う」と言う“同感”です。これは主体がクライアントではなく、聴いている人になりますので、“共感”と“同感”は異なるものとして理解します。

例えばステロイド軟膏に不安がある患者に対し、カウンセリングを用いて、気持ちの奥にある「思い」や「信念」を気づかせます。そこには我が子への思いや自らの信念などがあります。ここからクライアント自らが、どのようなしたいのかを見つめ直し、気づきを与えて行動変容を引き起こします。カウンセリングには訓練が必要ですが、訓練を重ねると必ず上達します。活用できるようになれば、患者さんから「この人なら分かってもらえる」という安心感が芽生え、さらなる信頼関係の構築ができます。

次に、治療への理解もしており、薬に対する心理的な抵抗もない…にも関わらず実行度が低い場合…すなわち分かっているけれども実行できない場合には「行動療法」を用います。行動療法は心理療法のひとつで、人の行動を分析することで「どうしてその行動が維持されるのか？」を考え、不適切な行動の原因となっている理由を明確にして対処する技法です。行動療法の基本は行動科学という心理学です。人や動物のあらゆる行動は、行動の直前に何が起きたのか？（先行刺激）があり、それに伴って「行動」が引き起こされ、その「結果」において“良いことが増えた”のか“減ったのか”によって、その行動が継続したり消失したりするという「三項随伴性」によって成り立っているという考え方です。（図3）行動の結果で良いことが増えたり、悪いことが減ったりするとその行動は続く（強化される）のです。治療における不適切な行動が見られた場合、この行動を三項随伴性に当てはめて分析します。そこから、どうしてその不適切な行動が維持されているのかを見つけ出して対応します。

書面の都合上詳細を記載できませんので、ご興味がある方は奥田健次著「メリットの法則 行動分析学・実践編」（集英社新書）をぜひご一読く

ださい。「行動療法」は非常に有用な手法であり、アレルギー疾患だけではなく様々な疾患における患者指導、さらに育児や職場の人材教育など日常の広い分野で活用できます。さてスタートに戻って、実行度が80%以上の場合です。80%以上あるにも関わらずその効果が得られていない場合、スキル不足があるかどうかを確認します。つまり吸入療法では手技が適切であるかどうか、外用薬塗布であれば「FTU」で塗布できているのか、スキンケアは適切かどうかを確認して正しい手技を指導します。これらの手技に問題がなければ、生活環境における悪化因子を模索して改善することを指導します。ですので各疾患における悪化因子も理解しておく必要があります。



長期に渡る治療においては、しっかりと実行していても一時的に悪化することもあるれば、些細なことがきっかけで治療に取り組まなくなることもあります。このフローチャートはあくまでも基本的な考え方であり、これを参考に患者指導を行いますが、患者さんの気持ちや思いは常に変化するため継続的な支援が必要となるのです。

「カウンセリング」や「行動療法」を学んでから、すべての患者指導がレベルアップしたと私は実感しています。ステロイド軟膏に不安を持つお母さんでは、カウンセリングによって親の不安を軽減したことで治療に前向きになり、状態がみるみる改善して最終的には喜んでいただけました。吸入を嫌がる喘息児では、行動療法によって解決し、アドヒアランスが改善して症状が安定しました。これら親子が抱える課題を解決し、寄り添った指導を行うことで患者親子に喜んでいただけ、私自

身が患者指導にさらなる喜びややりがいを感じられるようになったのです。「カウンセリング」や「行動療法」など患者教育に関する技法を学ぶことで、患者指導力は必ずレベルアップします！

＜アレルギー疾患療養指導士（Clinical Allergy Instructor: CAI）＞

日本アレルギー疾患療養指導士認定機構による制度で、アレルギー診療の均てん化を目指し、アレルギー疾患の基本的な理解を深めて適切な指導を行うことを目指した制度で、成人疾患も含めた知識を学びます。講習会（1日）を受講して試験に合格すれば認定を受けられます。基礎的な知識を習得することを目指してCAIを受講されるのもひとつかと考えます。

日本アレルギー疾患療養指導士認定機構ホームページ <https://caiweb.jp/>

＜最後に＞

すべての親は子どもの健全な発育を願っています。しかし子どもがアレルギー疾患を患ってしまうと、薬を用いることで病気を治し元気に育って欲しい思いと、継続して薬を服用することへの不安や心配な思いが生じます。この二つの相反する気持ちを抱えたまま治療を継続していると、病状が一時的に悪化したり、改善しない時に「本当にこれで良いのだろうか？間違っていないのか？」という自責の念に囚われることがあります。この苦しさを救えるのは、薬物療法を担っている私たち薬剤師だと私は考えます。

親の思いや気持ちをよく聴いて共感することで、不安や心配をできる限り軽減することが可能です。治療が功を奏し、状態が落ち着いたり薬を減らしたりできれば、親の喜びもひとしおです。その時に最も感謝されるのは、寄り添って支援した私たち薬剤師なのです。私はPAEになってその喜びを得ることができました。医療に携わる薬剤師として、患者さんに喜んでもらえることはこの上ない幸せだと思っています。

アレルギー疾患で不安を抱えたりつらい思いをしていたりする患者さんは、必ず皆さんの周りにもおられると思います。今回の寄稿が、そういった患者さんへの指導において少しでもお役に立てれば幸いです。



会務報告



月	日	曜	行事・用務等	場 所	参加者
8	1	月	研修プラットフォーム説明会	(W e b)	熊谷、藤原ほか
	3	水	日薬連 常任総務会	日本薬剤師連盟	会長
	4	木	第2回岩手県保険者協議会	国保会館	藤原
	9	火	実務実習受入に関する研修会	(W e b)	
	10	水	日薬連 総務会	(W e b)	会長
			日薬連 全国会長・幹事長拡大会議	(W e b)	会長、村井
	11	木	広瀬めぐみ 参議院選挙全体総括会議	アートホテル盛岡	会長
	23	火	地域連携セミナー	(W e b)	
	24	水	日薬連 常任総務会	日本薬剤師連盟	会長
9	31	水	税理士事務所との会計会議（第一四半期）	岩手県薬剤師会館	
			薬局ビジョン推進セミナー	(W e b)	
	3	土	第4回理事会・第3回地域薬剤師会会長協議会	岩手県薬剤師会館	
	4	日	認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ練習会	岩手県薬剤師会館	
	7	水	日薬連 総務会	日本薬剤師連盟	会長
	9	金	生涯教育推進委員会	岩手県薬剤師会館	
	10	土	日薬連 全国薬剤師フォーラム（～11日）	クロスウェーブ船橋	会長、畑澤(昌)
	12	月	岩手県健康いわて21プラン推進協議会	岩手県民会館	熊谷
			C K D対策連絡協議会	(W e b)	工藤
			110周年 記念誌編集委員会	岩手県薬剤師会館	
	13	火	岩手県アレルギー疾患医療連絡協議会	岩手県庁	高林
	14	水	日薬連 常任総務会	日本薬剤師連盟	会長
			薬剤師資格証発行に係る実務説明会	(W e b)	熊谷、藤原ほか
	15	木	110周年 記念式典・祝賀会委員会	岩手県民会館	
	16	金	岩手県糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会	(W e b)	熊谷
	18	日	認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ（～19日）	岩手県薬剤師会館	
	22	木	日本スポーツマスターズ2022岩手大会開会式（前夜祭）	盛岡グランドホテル	会長
			岩手県防災会議	(W e b)	佐藤(裕)
	28	水	日薬連 臨時評議員会	日本薬剤師連盟	会長ほか
			非常時・災害対策に関する研修会	(W e b)	



理事会報告



第4回理事会・第3回地域薬剤師会会長協議会 令和4年9月3日（14：30～16：30） 岩手県薬剤師会館	
報 告 事 項	1 会務報告と今後の予定について 2 第2回都道府県会長協議会について 3 薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて 4 岩手県後期高齢者医療広域連合「重複・多剤投薬者訪問指導等業務」について 5 その他
協 議 事 項	1 令和4年度岩手県学校環境衛生優良校表彰について 2 令和4年度薬と健康の週間の取組みについて 3 岩手ビッグブルズとの「アンチ・ドーピングに関する協定」締結に向けた取組みについて 4 その他
地域薬剤師会 会 長 協 議 会	1 令和4年度「薬と健康の週間」について 2 令和4年度の県薬事業について（地域自殺対策強化事業） 3 意見・情報交換 4 その他



委員会の動き



広報委員会から

委員長 高林 江美

「広報・情報システム委員会」は今年度から、「広報委員会」となり、主に本誌『イーハトーブ』の発行に専念することになりました。

『イーハトーブ』は今年度も年間6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)の予定で発行をしています。『イーハトーブ』は県薬の動き等の報告だけでなく、会員相互の情報交換の場でもあります。

会員の方で寄稿に投稿したい、若しくは講演を聴講して良かったので寄稿にしてもらいたい、「みんなの広場」で取り上げてほしいテーマ等ありましたら編集委員へご相談ください。

岩手県薬剤師会は今年110周年を迎えます。

それにちなみ、今年度の『イーハトーブ』の表紙は岩手県薬剤師会の歴史の写真となっています。

【診療報酬請求書審査（調剤）について】

令和4年4月診療報酬改定において、薬局・薬剤師業務の評価体系の見直しがあり、薬剤調製料、調剤管理料、服薬管理指導料等が新設され、調剤報酬明細書の様式も変わりました。また、レセプト請求においても、レセプト摘要欄への定型文入力が多岐にわたり必要となっています。

これらの変更に伴い、レセプト審査では算定の誤りや記載漏れなどの事例が多くみられるようになりました。請求を行う上で適正な算定をお願いしたく、それらの事例をお知らせいたします。

薬剤調製料・調剤管理料

- 服用時点が同一であるにもかかわらず、別剤として複数回算定している。
- 別剤として算定可能な場合でも、算定理由のレセプト摘要コードの選択が誤っており、摘要欄に異なる理由が記載されている。
- 内服薬及び外用薬の調剤において、同一有効成分・同一剤形で複数回算定している。

自家製剤加算

- レセプト摘要欄に製剤工程の記載を求めているが記載されていない。
- 錠剤を分割する場合、所定点数の100分の20に相当する点数を加算するが、従来の自家製剤加算の点数を算定している。

重複投薬・相互作用等防止加算

- 残薬調整以外（防A）算定時、処方医に連絡・確認を行った内容の要点・変更内容をレセプト摘要コードを用いて内容を摘要欄に記載するが、その内容が記載されていない、もしくは不明確である。
- 残薬調整（防B）算定時、摘要欄に算定理由、変更内容が記載されていない。
- 添付文書に沿った用法・用量の訂正で防Aを算定している。

麻薬等加算

- 向精神薬等の調剤において、同一有効成分・同一剤形で加算を複数回算定している。

主に現在多く見られる事例をあげましたが、審査においては、算定内容を確認するために従来通り算定理由をレセプト摘要欄に記載していただく

ようお願いしています。「自家製剤加算」においては製剤工程の記載、「重複投薬・相互作用等防止加算」においては処方医に連絡・確認を行った内容の要点・変更内容について記載を求めています。

他にも調剤報酬改定による変更点に則していない算定事例も見受けられますので、改めて算定の変更点等を確認し、適正な算定及び請求をお願いいたします。

【緊急避妊薬処方箋応需について】

「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧」が令和2年4月より厚生労働省ホームページに掲載されています。

その後、名簿に掲載されているにもかかわらず、緊急避妊薬を取り扱っていないなど、実際の対応状況に乖離があると指摘され、改善を求められていました。

本年6月に日本薬剤師会では一覧に掲載されている内容を精査するために、「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧」の全薬局に対し掲載内容の確認の調査を行いました。

この度、緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局を確認する際の利便性の観点から改正があり、新しい形式の一覧が厚生労働省のホームページに掲載されました。一覧は研修終了の薬剤師ごとから薬剤師が在籍する薬局ごとに変更されています。

また、一覧の変更届についても下記の通り変更となりましたのでお知らせいたします。

変更点

- 変更届の様式を変更する。
- 提出者を「研修修了者」から「薬局」に変更する。
- 提出先を「研修終了県」から「薬局所在県」にする。

なお変更届は岩手県薬剤師会事務局へ提出していただくようお願いいたします。また、研修会受講にあたっては、薬局・薬剤師に対して事前に確認書を提出していただくことになりますので、詳細は研修会開催時にお知らせしたいと存じます。

～ 実習生に価値ある変化をもたらすために ～
「薬局実務実習受入に関する研修会」を開催しました！

委員長 本田 昭二

当委員会では、薬局実務実習終了時に受入薬局を対象にアンケート調査を実施しています。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症流行下での実習受入となったわけですが、各薬局では、対応に苦慮されながらも、実習を通じた学生の成長について、しっかり観察され、評価されており、その成長のために、ご尽力いただいていることがアンケートの回答からうかがうことができ、受入施設の皆様に改めて感謝申し上げる次第です。

一方で、アンケートを通して現状と課題が見えてきました。そこで、「未来の医療を担う良い後輩を育てるために私たちにできることは何か」を参加する皆さんと一緒に考える機会とすべく研修会を開催しました。

令和4年度 薬局実務実習受入に関する研修会

日時：令和4年8月9日（火）19時から

会場：岩手県薬剤師会館から配信

内容：(1) 薬局実務実習受入に関するアンケート調査
結果から見える現状と課題

岩手県薬剤師会実務実習受入対策委員会委員長 本田 昭二

(2) 受入薬局の取組紹介

① 代表的8疾患への対応

つくし薬局猪川店 菅野 和規

② フィードバックの実践

ポプラ薬局 野館 敬直

(3) 総合討論

「実習生に価値ある変化をもたらすために」

進行：岩手医科大学薬学部臨床薬学講座地域医療薬学分野

教授 高橋 寛氏

●参加者の状況（Webアンケートより）

1. 実務実習に係わっているか？

①実際に指導したことがある 53%

②指導したことがない 47%

2. 学校薬剤師業務を体験させたことがあるか？

①体験させた 37%

②体験させていない 63%

3. 学生にケアマネや訪問看護師など多職種と話をする機会を持ったことはあるか？

①はい：32% ②いいえ：68%

4. 実務実習時間中に日誌を書かせているか？

①はい：48% ②いいえ：52%

5. 日誌を書く時間は、どれくらいが適当か？

① 15分：28% ② 30分：56% ③ 60分：16%

研修会では、令和3年度のアンケート結果の概要について紹介し情報を共有した後、多くの施設で少なからず苦勞されている「代表的8疾患への対応」「フィードバック」について、実践例を紹介いただきました。

その後、4つのテーマについて、参加者の皆さんと一緒に意見交換しました。

(1) 代表的8疾患への対応

処方箋だけでなく、お薬手帳の内容や生活習慣、予防の見地から考えてみてはどうか。

次に実習する病院にしっかり引き継ぐ。

一人の患者から学ぶことはひとつとは限らない。「何を教えたかではなく、何ができるようになった」かが重要ではないか。

(2) フィードバック

効果的なフィードバックを行うには、学生が感じていることや理解度を把握することが大切。また、できていることを伝えるだけでもフィードバックになる。

(3) コロナ禍における多職種との関わり

多職種合同研修に参加して、他職種の話をうかがうだけでも学ぶことは多い。

(4) 病院との連携

委員会では、薬局から病院への「引継ぎ書」とも言うべき、「実習施設間連携シート」を作成した。学生の成長を支援すべく、病院薬剤師との連携に活用いただきますようお願いします。（県薬HP「会員ログイン」⇒「薬局実務実習」に掲載しています。様式をダウンロードして活用してください。）

聴講された方々にとっては、他薬局の取組みを聞き、大いに参考になったのでは、と推測するところです。当委員会では、学生に「価値ある変化をもたらすために」、現場の声に耳を傾け、私たちにできることは何かを考え、支援していきたいと考えておりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

会員の皆さんは、「非常時・災害対策」の重要性は十分理解されていると思いますが、日常生活や日常業務を行う中では、優先度が低いのが現状ではないでしょうか。そこで、当委員会では、平成25年度から（ほぼ）毎年、地域薬剤師会の課題解決と地域薬剤師会同士の情報の共有を目的として、「非常時・災害対策に関する地域薬剤師会担当者会議」を開催しています。

会議の中では、県薬としての取組の方向性を示し、それについて、各地域の状況をお知らせいただくことで情報を共有するとともに、他地域の活動を参考に新たな取組みに繋げていただいています。中でも、継続して取り組んできた「連絡網訓練」と「地域行政と地域薬剤師会の災害協定の締結」については、一定の成果が得られたと感じており、今後も地域薬剤師会と連携した取組を継続し、地域に根差した非常時・災害対策に取り組んでいきたいと考えています。

【連絡網訓練】

各地域では、訓練を繰り返すことで、回答までのスピード及び回答率が向上しています。このことは、各地域の担当者のご尽力により、「連絡網訓練の必要性」の理解が進んできたことによるものと感じています。今後も継続した取組を行うことでボトムアップされることを期待しています。

今年度も各地域薬剤師会単位で、12月までに1回と、令和5年1月～3月の間に1回の計2回の訓練を行うようお願いしていますので、会員皆様のご協力をお願いします。

【市町村と地域薬剤師会の災害時の協定締結】

災害が発生した際に、被災市町村から地域薬剤師会に対し、避難所での医薬品供給や避難所の環境衛生管理等、様々な対応が求められます。事前に市町村と地域薬剤師会が災害時の協定を締結しておくことで、活動内容や万が一事故が発生した際の補償等も明確となり、支援活動が円滑に行えるとともに、活動する薬剤師は安心して業務を遂行できます。未締結の地域は締結に向けて具体的な取組を進めていただく、また、締結済みの地域においても内容を確認し必要な見直しを行って

いただきますようお願い申し上げます。

【地域薬剤師会及び各施設の災害対策マニュアル】

災害が発生した際、誰でも、驚き、興奮して冷静な判断を下すことが難しくなってしまいます。そこで、当委員会では、災害が発生した際の初動にフォーカスして、地域薬剤師会版と施設版（各薬局）の災害発生時の初動に関するマニュアル作成とマニュアルに沿った訓練の実施を呼びかけました。

「まだマニュアルを作成していない」という施設におかれましては、県薬マニュアルを参照いただき、作成いただきたいと存じます。そして、作成したマニュアルを活用した訓練を定期的に行っていただきますようお願いいたします。

※ 岩手県薬剤師会非常時・災害対策マニュアル（防災業務計画）は、県薬HP（会員ログイン➡非常時災害対策バナー）からダウンロードできます。

【薬局の新型インフルエンザ等発生時における事業継続計画】

日本薬剤師会では、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、薬局において策定される業務継続計画の参考に資するため、薬局の「新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画」の作成例を改訂公表しました。当会においても、標記について周知したわけですが、それから2年以上が経過し、その存在自体が知られていないばかりか、作成した施設においてもその存在自体が気薄になっている傾向がうかがえます。

今なお、感染拡大が収まらない状況を踏まえ、各薬局の実情に合わせた計画を作成いただき、計画に沿った業務を行っていただきますようお願い申し上げます。

※ 令和4年度の調剤報酬改定において新設された「連携強化加算」を算定する薬局には、災害の発生時における薬局の体制や対応について手順書等を作成することが求められていますので、当該薬局におかれましては、災害対策マニュアル作成とともに標記計画を作成は不可欠となります。

アンチ・ドーピング委員会から

岩手県体育協会が「アスリートのための おくすり手帳」を作成しました！

委員長 本田 昭二

2015年以來、アンチ・ドーピング機関がアンチ・ドーピング教育を実施することは義務化されていたものの、「教育」の定義がなされていませんでしたが、2021年世界アンチ・ドーピング規程の改定で、新しい国際基準として、「教育に関する国際基準 (ISE)」が規定され、施行されました。

ISEでは、アンチ・ドーピング機関が提供するべき教育計画、教育の実施方法、教育実施、モニタリングそして教育プログラムの評価について記載されており、アスリート自身が「検査を受ける前に教育を受けること」の重要性が謳われており、アスリート自身が、自ら正しい情報を得て、クリーンスポーツの価値に基づき、アンチ・ドーピングのルールに従ってトレーニングや競技会に参加することが求められているということになります。

このような背景を踏まえ、岩手県体育協会では、「アスリートのためのおくすり手帳」(以下、「手帳」)を作成し、県内の加盟団体を通じて、選手等に配布することになりました。

手帳の作成に際し、岩手県体育協会から当会に協力依頼があり、アンチ・ドーピング委員会では、手帳を通じて、

- ・ 選手自身が、摂取・使用するものに責任を持つこと。そのために、自らがアスリートであることを伝えること。
- ・ 処方された医薬品のみならず、薬局やドラッグストアで購入した医薬品やサプリメント等についても、意識すること。
- ・ 使用する前に、薬剤師に相談すること。

ことを理解して欲しい、という想いを込めて意見を申し述べさせていただきました。

The form consists of several pages. The first page is titled 'アスリートのための おくすり手帳' and includes a section for '私は、スポーツ選手です。' (I am a sports athlete). The second page is titled '医療機関の皆様へのお願い' (Request to medical institutions) and includes a section for 'この「おくすり手帳」は、患者さんの薬の服薬歴などを記録したものです。' (This 'Medicine Diary' is a record of the patient's medication history, etc.). The third page is titled '私は、スポーツ選手です。' and includes a section for 'ドーピング禁止薬以外のくすりをお願いします。' (Please provide me with medicine other than doping prohibited drugs). The fourth page is titled '連絡先や緊急時の情報' (Contact information and emergency information) and includes a section for '緊急時の連絡先' (Emergency contact information). The fifth page is titled '私は、スポーツ選手です。' and includes a section for 'ドーピング禁止薬以外のくすりをお願いします。' (Please provide me with medicine other than doping prohibited drugs). The sixth page is titled '私は、スポーツ選手です。' and includes a section for 'ドーピング禁止薬以外のくすりをお願いします。' (Please provide me with medicine other than doping prohibited drugs). The seventh page is titled '私は、スポーツ選手です。' and includes a section for 'ドーピング禁止薬以外のくすりをお願いします。' (Please provide me with medicine other than doping prohibited drugs). The eighth page is titled '私は、スポーツ選手です。' and includes a section for 'ドーピング禁止薬以外のくすりをお願いします。' (Please provide me with medicine other than doping prohibited drugs). The ninth page is titled '私は、スポーツ選手です。' and includes a section for 'ドーピング禁止薬以外のくすりをお願いします。' (Please provide me with medicine other than doping prohibited drugs). The tenth page is titled '私は、スポーツ選手です。' and includes a section for 'ドーピング禁止薬以外のくすりをお願いします。' (Please provide me with medicine other than doping prohibited drugs).

(アスリートを意識した内容としました)

今後は、この手帳を持ったアスリートが、会員の皆さんが勤務する医療機関や薬局に行きますので、「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック」や「Global DRO」を活用して内容をチェックいただき、アスリートが安心して、ベストパフォーマンスを発揮できるようサポートいただきますようお願い申し上げます。



地域薬剤師会の動き



釜石薬剤師会

広報委員 柵山 敬司

昨年と同様、令和4年度の釜石薬剤師会総会が新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面決議となりました。令和3年度の活動方針として「生涯学習の推進」「薬剤師（医療人）養成のための薬学（医療）教育への対応」「薬剤師・薬局機能の充実及び医療安全対策の推進」「一般医薬品の新販売制度への対応」「公衆衛生・薬事衛生への対応」「地域医療・介護への取り組み強化」「薬薬連携の強化」「非常時・災害対策活動への取り組み」の8項目を事業計画としていましたが薬剤師会としての活動も限定されました。

【研修会】

- ・釜石医師会主催による三師会学術講演会へ参加
- ・薬剤師研修センターにおける研修認定電子システムの運用開始に向けて準備

【釜石地域薬薬連携による研修会】

- ・県立釜石病院薬剤科を主催として、「外来化学療法における地域連携」として、開局薬剤師と病院薬剤師、医師、看護師の医療職種による研修会を開催（12月16日）
- ・県立釜石病院、県立大槌病院と各薬局との同意書を作成し疑義紹介の簡素化
- ・釜石医療圏の各県立病院との情報共有を行えるように、釜石薬剤師会での統一のトレーニングレポートを作成し運用を開始

【非常時・災害対策】

- ・地域薬剤師会における災害時連絡訓練をFAXにより実施（9月、3月）
- ・福島県沖地震災害状況報告を災害時連絡網に沿って情報収集し県薬に報告

【地域医療ネットワークへの参画】

- ・NPO法人 釜石・大槌地域医療連携推進協議会総会及び理事会

- ・OKはまゆりネットの活用と利用促進等について、薬剤師会より担当役員が理事会へ出席

【薬と健康の週間事業について】

毎年釜石市で行われている「健康づくりの集い」は新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止となり、各会員薬局による市民への情報提供を実施

【講師派遣】

「みんなの薬の学校」	4 講座
「薬物乱用防止教室」	14 講座
「その他」	1 講座

【三師会連絡協議会の開催】

例年行われている釜石医師会、釜石歯科医師会との連携強化のための連絡協議会は、コロナウイルス感染拡大防止のために開催を見送った。

【薬剤師会による会議の開催】

総会	1 回（書面）
役員会	5 回（4月、6月、10月、11月、12月）

【その他】

令和3年6月より、釜石薬剤師会として釜石市のコロナワクチン集団接種の支援に協力していますが、令和4年も引き続き参加しています。土曜日には県立病院より1名、日曜日には保険薬局より1名の薬剤師が輪番制で、イオンタウン釜石会場で行われる集団接種のワクチンの希釈・分注を行っています。

通常総会および令和3年度活動報告

令和4年度宮古薬剤師会は11名の新入会の先生方を迎え、総会員数108名となりました。昨年度に引き続き、今年度も徹底した感染予防対策のもと、5月24日イーストピアみやこにて通常総会を開催し、令和3年度事業報告および収支決算、令和4年度事業計画と年度予算案が提案され、賛成多数によって可決されました。

令和3年度は、感染対策のため手探り状態で研修会等を開催していた昨年度に比べ、ZOOMなどのWeb配信等を用いながら、コロナ禍以前には至りませんが、徐々に開催数も戻すことができました。また、各医療連携、地域活動、学薬行事等も例年どおり実施することができました。

地域との連携

・宮古地域への医療協力

昨年度に引き続き、宮古市からの依頼により新型コロナウイルスワクチン集団接種会場にて、ワクチンの希釈および充填作業を行っております。また、日頃より休日急患診療所での業務も担っておりましたが、このたびの第7波による感染拡大にともない、お盆期間の発熱外来の診療が急遽実施されることとなり、新型コロナウイルス治療薬モルヌピラビル®の処方などに対応することとなりました。

・岩泉町との災害協定書の締結

令和4年3月17日、岩泉町との災害協定書を締結いたしました。岩泉町といえば2016年の台風10号による甚大な被害が記憶に残るところであり、当時は当会も医療協力をさせていただきました。この締結により、宮古圏域すべての市町村との災害協定書を締結することとなり、今後より迅速な災害への対応が可能になると思われます。

・特殊詐欺被害防止サポーター

例年のこととなりましたが、今年度も特殊詐欺被害防止サポーターの委託を宮古警察署長より受領いたしました。日々の業務を通じていろいろな患者さんと接する機会も多いですが、対話などを

とおして詐欺被害防止の一助を担うことができるよう努めてまいりたいと思います。



宮古警察署長より委託状を受領

受賞



岩手県薬剤師会功労賞
みなとや調剤薬局
笹井康則先生



日本薬剤師会有功賞
山田中央薬局
武藤貞夫先生



東北学校薬剤師会連合会賞
船越菊屋薬局 菊地豊先生

岩手県の中でも広い宮古医療圏域ではありますが、気持ちは密に今年度も会員一同協力して頑張ってまいりたいと思います！



本田あきこオレンジ日記



参議院議員・薬剤師 本田 顕子

直面する重点課題を映し出す予算概算要求

8月31日、この日は各府省が来年度予算の概算要求書を提出する締め切り日でした。例年、年明けの通常国会で審議される予算案の基となる資料が各府省から財務省に提出され、今後12月末まで予算編成に向けた折衝が行われます。

厚生労働省の一般会計予算は対今年度6,340億円増の約33.2兆円となり、岸田内閣が目指す「新しい資本主義」を実現し、その先にある、豊かさを実感できる社会の構築につなげていくために、保健、医療、介護、そして人への投資に重点を置いた予算となっています。

今後の感染症危機に備えるための司令塔機能の強化や、保健・医療提供体制を整えるべく感染症法などの改正とも連動する事項として、国立感染症研究所や保健所・地衛研の体制と機能を強化するほか、新型コロナウイルスやインフルエンザの治療薬の確保、医療機関への支援などが計上されました。

医薬分野では、革新的な医薬品等の審査迅速化や薬物乱用防止対策などが増額されているほか、引き続き、薬剤師の研修、薬剤師が不足している地域への支援、電子版お薬手帳の普及などを確実に実行するための予算が含まれています。そして、電子処方箋の運用経費や働き方改革の一環で子育て世代の薬剤師の病院復帰のための支援、さらには新規に、薬局におけるICTの進展への対応や対人業務強化のためのガイドライン作成、処方箋なしで緊急避妊薬を販売する場合を念頭に置いた調査検討が入りました。

また、文部科学省関連では、学校の感染症対策支援、大学付属病院の再生、ドーピング防止活動支援などが確認できます。

国民の皆様一人ひとりの豊かさ実現につながるよう努めてまいります。





まさゆき 政幸だより



参議院議員・薬剤師 神谷 政幸

豊橋市の初代市長は薬剤師

今月は私の地元豊橋市の紹介をさせていただきます。豊橋市は愛知県の南東部に位置し、東三河地方の中心地としての機能を有しています。江戸時代は城下町であり、また宿場町でもありました。

名物は、豊橋市のソウルフードともいわれる「にかけうどん」です。温かいうどんに、かまぼこ、揚げ、花かつお、ゆでた青菜が乗っている簡単なうどん、普通の醤油をかけ汁とする「赤つゆ」と、白醤油を使う「白つゆ」の2種類があります。また、豊橋のうどん屋はすべて自家製麺だとのこと。

さて、本題に入ります。明治39年（1906年）に初代の豊橋市長になったのが「大口喜六」氏でした。明治24年（1891年）東京薬学校を経て、東京帝国大学薬学科専科を卒業し、その後豊橋町議等を歴任し、初代の豊橋市長となっています。明治45年（1912年）に衆議院議員となり昭和17年（1942年）の選挙まで連続10回当選しています。大口喜六氏の名前は薬事日報社発行の「医薬分業の歴史」にたびたび登場しますが、西川隆氏の著書「くすりの社会誌：人物と時事で読む33話」では、項を立てて、「業権を求めて戦った薬剤師代議士 大口喜六の涙と汗―大正昭和期の難問解決に心を砕いた稀代の政治家」との題目で彼の戦いの内容が詳しく記載されています。

最大の戦いは、大正13年（1924年）頃から議論された「薬律」を改正し、身分法たる「薬剤師法」と普通薬の混合販売を認める業務法たる「薬品法」に分離し国会で法制化するというものだったそうです。薬剤師法は成立したが（昭和18年に再び薬事法に統合され、昭和35年に分離され現在の薬剤師法となる。）薬品法は成立しませんでした。

このように薬剤師のために戦った政治家が地元にあったことを誇りに思い、同じく政治家となった私も頑張らなくてはならないと強く感じているところです。



最近の話題



（事業報告）岩手県後期高齢者医療広域連合「令和3年度 重複・多剤投薬者訪問指導等業務」

薬局ビジョン推進委員会 委員長 村井 利昭

令和元年度から事業協力している「重複・多剤投薬者訪問指導等業務（岩手県後期高齢者医療広域連合事業）」の受託業者である㈱日本医事保険教育協会から令和3年度事業の報告書が届きましたので、抜粋してお知らせいたします。

令和3年度 岩手県後期高齢者医療連合 重複・多剤投薬者訪問指導等業務

1. 目的

被保険者及びその家族に対し、薬剤師が訪問もしくは薬局窓口において服薬等に関する助言を行うことにより、被保険者の適正な服薬を促し、医療費の適正化を図るとともに、かかりつけ薬剤師・薬局の普及を図る。

2. 事業概要

- ・ 勧奨対象者抽出（会員薬剤師による対象者絞り込み）
- ・ 要勧奨対象者への通知
- ・ 要勧奨対象者に対する薬局での対応
- ・ 効果測定の実施

【岩手県薬剤師会の協力内容】

- (1) 勧奨対象者の絞り込み作業に協力いただける薬剤師の募集。
- (2) 事業を通じて、「ポリファーマシーについて考える」「患者対応について改めて考えてもらう」ことを目的とした研修会を開催（令和3年10月1日）。
- (3) 一定の条件下^{※1}で機械抽出した候補者リスト（4,006名）について、応募いただいた薬剤師（72名）により、対象者を絞り込み^{※2}。

※1 令和3年4月～令和3年6月診療分レセプトから、「複数の医療機関を受診し、9剤以上の処方が行われており、医薬品の薬効に重複がある患者」を機械的に抽出。また、高齢者の処方適正化スクリーニングツールとして日本老年医学会が作成した「特に慎重な投与を要する薬物リスト（STOPP-J）」に収載されている医薬品もチェック項目とした。

※2 対象者の絞り込み区分

- ・ 本人への通知及び薬局窓口での勧奨を

行った方が良いと思われる方。

- ・ 本人への通知及び薬局窓口での勧奨を行わない方が良いと思われる方。
- ・ 判断が難しいと思われる方。

- (4) 勧奨対象者に通知が届くタイミングに合わせて研修会を開催（令和3年11月4日）し、対応事例の紹介や対応例の提案を行った。
- (5) 県内薬局において、岩手県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）加入者が来局された場合、以下の対応を行っていただくよう依頼。

- ①「広域連合からの文書」^{※3}が届いていないか、声がけをする。

※3 対象者（1,909名）には、広域連合から「服薬情報のお知らせ」文書が送付された。

このご案内は、
岩手県後期高齢者医療広域連合より、複数の医療機関からのおくすりを
服用されている方へ、服薬情報をお知らせするものです。

かかりつけ医もしくはかかりつけ薬局に、同封いたしました、
「服薬情報のお知らせ」をお持ちになられ、
おくすりの見直しにご活用ください。

尚、かかりつけ薬局（一部を除く）には、本案内をお持ちの方について
は、おくすりについてご相談できる様、岩手県後期高齢者医療広域連合
より依頼済みです。

ご希望の方にはご自宅に薬剤師が訪問し、
おくすりに関するご相談をお受けいただく事も可能です。
かかりつけ薬局にて、ご相談ください。
※薬剤師のご自宅への訪問は、先着順となります。

不明点は0120-078-567にお電話にてお問合せ下さい。
※お電話での問合せ先は、委託業者「株式会社日本医事保険教育協会」の受付となります。

岩手県
後期高齢者医療広域連合

服薬情報のお知らせ					
～薬剤師からのお知らせ～ おくすり数が増えていませんか？ 数えていないおくすりがありましたら、かかりつけ医もしくは薬局にお持ちになり、ご相談ください。					
日付	薬剤師	服薬情報	おくすり	数量 (錠数)	合計 (錠数)
3月2日			タロアール錠200 200mg	1	999
			ジゴキシン錠0.5mg 0.5mg	2	21
			ゼンデロール錠5mg 5mg	3	20
3月2日			タムラ 糖中血気濃度測定薬 (注射液)	4	19
			マイザ一般錠0.5mg 0.5mg	5	18
			タリール点眼液0.5% 5mL	6	17
			ムコフタジン点眼液 5mL	7	16
			タロバシタイン錠0.5mg 0.5mg	8	15
			タロバシタイン錠0.5mg 0.5mg	9	14
			タロバシタイン錠0.5mg 0.5mg	10	13

②「服薬情報のお知らせ」が届いている方で、持参された場合は、「服薬情報のお知らせ」に記載されている情報を参照し、現状を踏まえて、必要な指導等を行う。

また、「服薬情報のお知らせ」が届いている方で、持参されなかった場合は、後日、持参いただくよう伝え、次回来局時に、上記の同様の対応を行う。

③対応する中で、患者宅への訪問が必要と判断された場合には、患者の同意を得たうえで、在宅訪問について検討(医師への提案を含む)するなど、課題解決に向けた取り組みを行う。

④対象者に対応した結果について、「重複・多剤投薬者訪問指導等業務」実施報告書に記載し、県薬事務局にFAX送信する(対象者に対応した都度、随時)。

3. 効果測定結果

勧奨対象者抽出時は、令和3年4月～令和3年6月診療分レセプトから勧奨対象者1,909名を抽出したが、効果測定月(令和3年12月及び令和4年1月診療分)に処方が行われた被保険者は、1,834名であった。

薬剤数及び薬剤費について勧奨前後(勧奨前数値は3ヶ月平均値)で比較し効果測定を行った。

○薬剤数

減少した方が1,107名(60.4%)、変化なしの方が277名(15.1%)、増加した方が450(24.5%)であった。全体では2,922剤の減少(10.1%減)がみられ、一人当たりの薬剤数では1.59剤減少した。

○薬剤費

減少した方が845名(46.1%)、増加した方が988名(53.9%)であった。全体では1,775,609円の減少(3.5%減)がみられ、一人当たりの薬剤費では963円減少した。

○薬効別

薬剤費が削減されたものが82薬効、増加したものが21薬効であり、削減された薬効では昨年引き続き消炎鎮痛剤が目立ったが、特段の傾向はみられなかった。

4. 事業評価

1,909名に絞り込んだ勧奨対象者に対して通知文書(「服薬情報のお知らせ」)を送付し、効果測定月に処方が行われた1,834名について効果測定を行った結果、一人あたり薬剤数は1.59剤減少、一人あたり薬剤費では963円減少という結果を得た。これを年額に換算すると、薬剤費削減額は、21,307,308円(1,775,609円×12ヶ月)の削減効果が期待できる。

また、事業を継続することにより、突出した薬剤数の方も少なくなり、薬剤費(ひとりあたり)がおおよそ1,000円弱で安定してきているように思われる。

高齢者薬物療法の安全性を高めるために作成された「高齢者の安全な薬物療法ガイドライン2015」(日本老年医学会)では、「薬剤師の役割」として、以下のように記されており、私たちに大きな期待が寄せられています。

1. 薬物有害事象の多くは、過量および過少投与、相互作用、薬物治療のノンアドヒアランスが原因であることが多く、薬学的管理(薬識の確認、残薬確認、薬歴管理、相互作用の確認、処方設計などの薬剤師の包括的な介入)の実施により、未然回避、重篤化の回避が可能となる。
2. 漫然と繰り返し使用されている薬を薬剤師が定期的に「見直す」ことで薬剤数の削減、薬物有害事象や医療費の抑制につながる。
3. 薬剤師の処方見直しや薬学的管理の実施により薬物関連問題(処方誤り、薬物有害事象、相互作用等)の発生頻度が低下する。
4. 薬剤師が処方を見直し、医師に提言することで処方の複雑さを軽減できる。
5. 多剤併用における薬剤師の包括的介入は、医療費削減するとともに薬物有害事象の発現を低下させる。
6. 薬剤師による電話カウンセリングが、薬物治療のアドヒアランスを改善し死亡率を減少させる。
7. 薬剤師が訪問薬剤管理指導を積極的に行うことは、薬物関連問題の減少、薬物治療のアドヒアランスの向上につながる。
8. 薬剤師が入院時持参薬の鑑別及び薬歴聴取を行い処方提案することで、処方の適正化が行える。
9. 薬剤師が退院時に積極的な情報提供を行うことで薬物治療のアドヒアランスが維持され再入院回数の減少につながる。

広域連合では、令和4年度も継続実施するとうかがっておりますので、ご協力および積極的な事業への参画をお願い申し上げます。

処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売方法等の再周知について

薬局ビジョン推進委員会 委員長 村井 利昭

先般、厚生労働省医薬・生活衛生局長より、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売実態において趣旨を逸脱した不適切な販売方法が散見されることから、同医薬品の取扱いを改めて整理するとともに、都道府県等に対して不適切な事例についての指導徹底が依頼されましたので、お知らせします。

処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売方法等の再周知について（令和4年8月5日 薬生発第0805号第23号）〔要約〕

1. 処方箋医薬品以外の医療用医薬品の処方箋に基づく薬剤の交付

処方箋医薬品以外の医療用医薬品については、医療用医薬品として薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者（以下「薬剤師等」という。）によって使用されることを目的として供給されるものであるため、次に掲げる場合を除き、薬局においては、処方箋に基づく薬剤師による薬剤の交付が原則である。

2. 処方箋医薬品以外の医療用医薬品の処方箋に基づく薬剤の交付の例外

(1) 考え方

薬局における処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売又は授与（以下「販売等」という。）は、要指導医薬品又は一般用医薬品（以下「一般用医薬品等」という。）の販売等による対応※を考慮したにもかかわらず、やむを得ず販売等を行わざるを得ない場合に限られていること。

なお、販売等に当たっては、(2)の事項を遵守すること。

また、(3)に掲げるような表現を用いて、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の購入を消費者等に促すことは不適切であること。

※ 要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等による対応

同様の効能効果を有する一般用医薬品等がある場合はまずは当該一般用医薬品等を販売等することとし、一般用医薬品等の在庫がない場合は他の薬局や店舗販売業を紹介等するなど、一般用医薬品等の販売等による対応を優先すること。

(2) 遵守事項

ア 受診勧奨

必要な受診勧奨を行った上で、販売等しなければならない。

イ 必要最小限の数量

他の薬局開設者からの当該医療用医薬品の購入又は譲受けの状況を確認し、医療機関を受診できるまでの期間及び医薬品の特性等を考慮した上で、必要最小限の数量に限って販売等しなければならない。

また、反復継続的に医薬品を漫然と販売等するようなことは、医薬品を不必要に使用するおそれがあり、不適切である。加えて、薬事承認された効能・効果、用法・用量の範囲を超えた、適応外使用を目的とする者への販売等は不適切である。

ウ 販売記録の作成

処方箋医薬品以外の医療用医薬品の品名、数量、販売等の日時等を書面に記載し、当該書面を2年間保存しなければならない。

また、当該医薬品を購入、又は譲り受けた者の連絡先を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

エ 保管場所

調剤室又は薬局等構造設備規則に規定する貯蔵設備を設ける区域において保管しなければならない。

オ 分割方法

調剤室において、薬剤師自らが必要最小限の数量を分割した上で、販売等しなければならない。なお、医薬品の販売等にあたり、あらかじめ決まった数量に分包等しておくことは、小分け製造に該当するため、医薬品製造業の許可等

が必要である。

カ 対面による販売等及び服薬指導の実施

薬局開設者は、その薬局において医薬品の販売等に従事する薬剤師に、当該薬局内の情報の提供及び指導を行う場所において、対面により、書面等を用いて必要な情報（用法、用量、使用上の注意、当該薬局医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬局医薬品の適正な使用のために必要な情報）を提供させ、処方箋医薬品以外の医療用医薬品が一般用医薬品とは異なり医療において用いられることを前提としていることを十分に考慮し、必要な薬学的知見に基づく服薬指導を行わなければならない。

また、薬剤師は、あらかじめ、当該医薬品を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況、性別、症状等を確認しなければならない。

さらに、当該医薬品を使用しようとする者に対して提供した当該情報及び服薬指導の内容を理解したこと並びに質問の有無について確認しなければならない。

キ 直接の容器又は被包への記載

分割販売する処方箋医薬品以外の医療用医薬品には、容器等への符号等の記載又はその写しの添付を行うなどしなければならない。

ク 使用者本人への販売等

薬剤師等が業務の用に供する目的で薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合に販売等する場合を除き、使用しようとする者以外の者に対して、正当な理由なく、販売等を行ってはならない。

ケ 薬剤服用歴の管理

販売等された処方箋医薬品以外の医療用医薬品と医療機関において処方された薬剤等との相互作用・重複投薬を防止するため、当該医薬品を使用しようとする者の薬剤服用歴の管理を実施するよう努めなければならない。

また、医薬品の適正使用の観点から、当該医薬品を使用しようとする者の状況や、販売等した数量を適正と判断した理由を記載すること。

コ お薬手帳

処方箋医薬品以外の医療用医薬品を使用しようとする者が手帳を所持していない場合はその

所持を勧奨し、当該者が手帳を所持している場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供及び服薬指導を行わなければならない。

サ 薬剤使用期間中のフォローアップ

処方箋医薬品以外の医療用医薬品を購入し、又は譲り受けた者における当該医薬品の使用状況を継続的かつ的確に把握し、必要な情報を提供し、又は必要な薬学的知見に基づく服薬指導を行わなければならない。

シ 手順書の作成及び手順書に基づく業務の実施

処方箋医薬品以外の医療用医薬品を販売等する場合は、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令に規定する手順書に、その販売等に必要手順等を明記する必要がある。また、当該手順書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

ス 広告

医薬品を使用しようとする者のみの判断に基づく選択がないよう、引き続き、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を含めた全ての医療用医薬品について、一般人を対象とする広告は行ってはならない。

(3) 不適切な表現

薬局における処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等は、やむを得ず販売等を行わざるを得ない場合に限られており、次のような表現を用いて、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の購入を消費者等に促すことは不適切である。

- ・「処方箋がなくても買える」
- ・「病院や診療所に行かなくても買える」
- ・「忙しくて時間がないため病院に行けない人へ」
- ・「時間の節約になる」
- ・「医療用医薬品をいつでも購入できる」
- ・「病院にかかるより値段が安くて済む」

また、上記に限らず、やむを得ず販売等を行わざるを得ない場合以外でも、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を購入できるなどと誤認させる表現についても同様である。

以上



コロナ禍の取り組み



釜石薬剤師会

岩手県立大槌病院 柵山 敬司

新型コロナウイルスが確認されてから2年8ヶ月がたちました。その間ウイルスは変異を続け、現在第7波として流行しているオミクロン株は高い感染力を背景に、岩手県での感染者が毎日1000人を超す日が続いています。これに伴い医療従事者の感染や濃厚接触による自宅待機の事例も増え、人員不足が生じる医療機関もでてきています。

このような状況においても薬剤師としての職務を果たすため釜石市の各医療機関で行っている感染対策を紹介します。

【保険薬局】

- ・患者さんへの手指消毒、検温、マスク着用協力をお願い
- ・発熱のある患者さんの場合には来局を極力控えていただく
- ・フェイスガード、手袋の着用
- ・待合室混雑緩和のため、患者さんのお車での待機をお願い
- ・投薬カウンターでの飛沫防止シートの設置
- ・金銭の消毒
- ・定期的な換気の実施、空調も切らない
- ・窓は常に開けておく
- ・CO₂メーターの設置
- ・店舗内の消毒
- ・体温チェックシートを提出、発熱のある職員は出勤を控える
- ・スタッフのこまめな手指消毒
- ・昼食休憩はなるべく多人数にならないように配慮している
- ・昼休憩時間は個別に過ごす
- ・スタッフの行動規制



〈会計窓口にビニールシートを設置〉

【病院】

- ・患者さんの入院時には、PCR検査を実施
- ・入院患者への面会も原則禁止
- ・職員の就業前の体温測定
- ・常にマスクを着用
- ・手指衛生の徹底
- ・「3密」を避けソーシャルディスタンスを実施
- ・適切な換気の実施
- ・休憩時間での会話時にはマスクの着用
- ・オンライン会議を活用し出張の機会を減らす
- ・不要不急の外出を控える



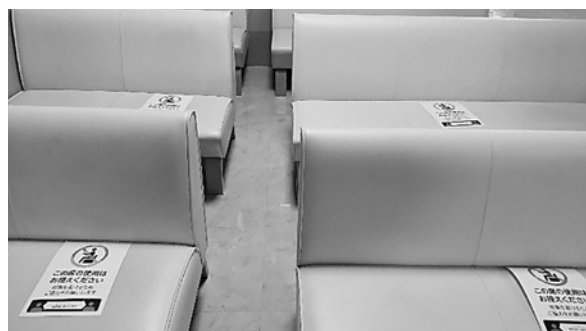
〈サーモグラフィカメラによる検温〉

また、病院では感染や濃厚接触により人員が不足したときでも機能を維持するため、災害などの緊急事態における事業継続計画（BCP）というものを作成しています。病院機能を維持するため事業内容に優先順位をつけ、どうしても必要な業務を限られた人数で行うためのものです。病院機能

を維持するためでもあります。職員を守ることもなります。

このように、保険薬局と病院のどちらの場合においても、患者・職員ともに感染に罹らない、または広げないための対策となっています。

最後に、釜石市では新型コロナワクチンの集団接種が昨年6月より開始されていますが、その時から釜石薬剤師会では、薬液のシリンジ充填作業のため依頼のあった土・日曜日に薬剤師を派遣し協力を行ってきました。7月23日より4回目接種がイオンタウン釜石会場において開始されたため、引き続き薬剤師の派遣を行っています。今後5回目接種がどうなるか分かりませんが、釜石薬剤師会では集団接種への協力を続けていきたいと思っています。



〈待合室の椅子もソーシャルディスタンス〉

北 上 薬 剤 師 会

会長 三浦 正樹

新型コロナウイルスの感染者数が急激に増加している第7波は、いまだにピークが見えず感染をより身近に感じるようになりました。顔見知りの患者様も次々と陽性になり駐車場へお薬を配達して周っています。

この時心掛けているのは「今回は大変でしたね!」と最初に一言、あいさつに付け加えています。自分や家族が陽性になり「学校どうしよう、職場になんて言おう?」と険しい表情の患者様も、この一言で表情が和らいで話がしやすくなります。

【薬局での感染対策の取り組み】

そんな中での当店で感染対策を紹介いたします。

①手作りのアイデア飛沫感染予防シート

今はどこの薬局さんでも投薬カウンターなどに飛沫感染防止用のアクリル板やビニールシートを使っていると思いますが、当店ではこんな手作りビニールシートを使っています。



ちょっと分かりづらいですが、投薬カウンター窓口の上部のフチにシール付きの配線カバーレー



を横一文字に貼り付けて、ホームセンターで測り売りしているテーブルクロスのビニールシートをカバーで挟みこんで垂らしています。下部にもレールを取り付けると重り代わりに、立派な飛沫防止シートになります！レールカバーを外せばすぐ新しいシートと交換できるので便利です。この方法、実は市内のTKWD薬局さんの方法をパター参考にしたものです、本当に便利です。

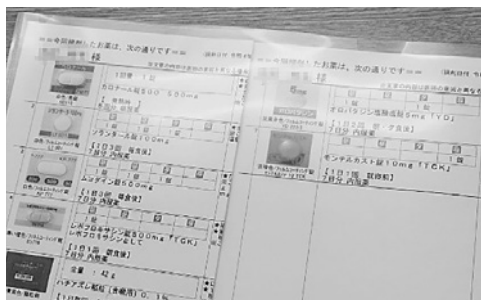
②車にお薬を配達する時の対策。

コロナウイルス陽性の患者様には感染予防の装備（防護服、フェイスシールド、マスク、ラテックスグローブ）で、お車まで届けています。

また配達後は薬局の勝手口の外に消毒用アルコール（足踏み式）を出しておき配達後その場で手指消毒をし防護服を丸めてビニール袋に密閉し、薬局内に持ち込まず病院と共同の感染症廃棄物に破棄しています。



服薬指導は薬情をクリアファイルに入れて持参しています。



説明のあとクリアファイルのままお渡しすることで患者様が触れたものを持ち帰らないよう気を付けています。

【支部でのコロナ禍の取り組み】

今年度も総会をオンラインで実施しましたが、支部においては感染予防しつつも、どのように会員の交流を測っていくかが今後の課題と考えています。幸い、ワクチン接種の充填作業に参加したことで多くの若い世代の交流があったことは思わぬ副産物でした。

今後はインターネットを利用して気軽に同じエリアで仕事をしている会員がお互いの存在を感じられる環境をつくり親睦が深められることを意識していきたいと思います。



話題のひろば

保険薬局 W.M

還暦を超えると、小さい頃とはいつの事かと考えてしまう。社会人になる以前の事と考えると、大学を卒業するまでは、なりたいものなど漠然としていて決めてもいなかった。高校時代はラグビーに明け暮れ進学のこと考えず過ごしていた。この年になり薬剤師として働きだし、これが子供のころの夢だったかと考えれば違っていただろう。現在は毎日患者さんと向き合い投薬しているが、薬剤師の今後、薬局の後は明るいのか。子供のころの自分にもし戻ったら、薬剤師になりたいと思えるのだろうか。どのような薬剤師像なら将来になりたいと思えるだろうか。これを機会に考えてみたいと思う。儲かればよい、利益だけでなく、社会貢献、患者さんのために仕事が出来ているか。法律を守って会社は運営されているか、子供のころの自分に恥じないようにルールを守っているのだろうか。



病院診療所 匿名

小さい頃なりたかったものといえば、幼稚園の卒園アルバムを思い出します。

最後のページに「しょうらいのゆめ」というコーナーがあり、そこに各々の夢が書いてあるのですが、大抵は皆、野球選手やお花屋さんといった、子供らしいことを書いているなか、私はそこに「トミカ」とただ一言そう書いていました。（トミカはタカラトミーが販売している車のオモチャです。）今となっては何故そのようなことを書いたのか全く記憶にありませんが、当時そのオモチャが大好きだったので、トミカに関連する仕事があったことを、語彙が少ない中で振り絞って書いた言葉がその3文字だったのかもしれません。しばらくトミカは卒業していたはずなのですが、最近オモチャ屋に行くとなついつい見てしまい、結局子供の頃と変わっていないなと感ずることがあります。大人になった今でも、トミカで楽しめているのであれば、ある意味「しょうらいのゆめ」は叶っているのでしょうか。

保険薬局 まる

小さい頃になりたかったのは、幼稚園もしくは小学校の先生でした。携わった方々の影響が大きかったのか、【先生】に対する憧れがものすごく強かったように思います。

高校に入り、いよいよ将来に向けた進路を決定する段階で「資格は一生ものだから」と両親と祖母に薦められたのが【薬剤師】でした。当時は今のように薬局が多い時代ではなかったので“薬剤師＝町の薬屋のおじさん”というイメージしか思い浮かばなかったような記憶があります。ましてや、薬剤師が『先生』と呼ばれる職業だったとは！！

小さい頃になりたかった『先生』とは違いましたが、両方とも責任が重い仕事であることに違いはありません。これからも目の前の患者さんと真摯に向き合い、責任を全うしたいと思います。



保険薬局 長岡 和歩

唐突ですが、私が初めて1人で買い物に行こうと試みたのは近所のコンビニでした。親の財布から100円を抜き取り、アイスクリームを買いに行こうと勝手に外出していたところを親に発見されたそうです（実際に辿り着けていたとしても消費税分足りていなかったようですが）。幼い頃の私にとってコンビニは“馴染みの店員がいる、身近でよく行く居心地のいい場所”であり、中学生の頃まで「コンビニの店員になりたい」という夢を漠然と抱いていました。多くの人と対面で会話でき、馴染みの関係になりつつ色々なニーズに対応して感謝されそうだからです。その後、薬剤師に興味をもち、現在は夢とは違う職業に就いていますが、“多くの人と対面で会話したい”という願いは叶えることができました。“馴染みの関係になりつつ色々なニーズに対応して感謝される”が叶うかどうかは自分次第だと思うので、今後も願いを叶え続けられるよう頑張っていきたいと思います。

テーマ：小さい頃になりたかったもの



保険薬局 子育て奮闘パパ

小さい頃になりたかったもの、古い記憶をたどってみると思い当たるものが2つあります。

1つは宇宙飛行士です。今ではお金持ちの方々が旅行として宇宙に出かけたりしていますが、小学生当時（20年以上前）は未知なるものにとっても魅かれていました。星座や星の成り立ちに興味があったからだと思います。

もう1つは弁護士です。これは完全に周囲の親戚家族がそう言うと言ったからです笑。

子どもながらのサービス精神だったのではないかと思います。

薬剤師は残念ながら小さい頃になりたかったものではないですが、小学生当時の自分にはそれなりに頑張っているよと伝えてあげたいです。

♪ ♪ ♪ ♪ ♪

保険薬局 匿名

小学生くらいの頃から理科や算数が好きだったので、それをいかし、人の役に立てる仕事に就きたいなどは考えていた。だがまさか自分が薬剤師になるとは思ってもみなかった。

もともと病弱だった私は、季節の変わり目や楽しみにしていた学校行事の前になると、必ずと言っていいほど風邪を引いた。吸入や点滴のために通院することも少なくなく、様々な薬のお世話になってきた。なんとか一年を通して元気に過ごせないものかと、運動を始めてみたり、手洗いやうがいをこまめに行ったりと、今でも試行錯誤を続けている。

今までは病弱だったことをコンプレックスに感じていたが、現在では、患者さんの気持ちに寄り添えるいい経験だったのではないかと考えている。

私自身の経験から、体調不良時の苦しさや服薬を続けることの大変さは理解しているつもりだ。患者さんの気持ちに寄り添い、サポートしていけたらと思っている。

保険薬局 匿名

小さい頃になりたかったものと改めて聞かれると即答はできない。自分を取り巻く環境によってなりたいものがころころと変わっていった。

幼稚園の頃は幼稚園の先生、小学校の頃は小学校の先生、中学・高校時代はピアノ教師。しかし、すべて自分の意志が弱く実現できなかった。ある時期には、テレビドラマの影響で綺麗にお化粧をして髪を染めてパーマをかけて制服をお直しして不良っぽくなりたいと思っていた。ところが残念ながら自分の姿を鏡で見たら、諦めるしかなかった。

こんな私がなぜ薬剤師になれたのだろうか。今考えると親の後押しがあったからだ。「ライセンスのある職業が良い」とアドバイスを受けその後は温かく見守り続けてくれた。今更ながら親には感謝している。

自分も子どもの将来を導くことができる親になれるだろうか？

次号の「話題のひろば」のテーマは、
『あなたの〇〇周年教えてください』
です。

ご意見は県薬事務局へFAXかEメールで。

投稿について

* ご意見の掲載に当り記銘について下記項目からお選び、原稿と一緒にお知らせください。

(1) 記銘について

- | | |
|---------|---------|
| ①フルネームで | ②イニシャルで |
| ③匿名 | ④ペンネームで |

(2) 所属について

- | | |
|--------|--------|
| ①保険薬局 | ②病院診療所 |
| ③一般販売業 | ④卸売販売業 |
| ⑤MR | ⑥行政 |
| ⑦教育・研究 | ⑧その他 |

* 誌面の関係で掲載できない場合のあることをご了承ください。

趣味の薪割りについて

花巻市薬剤師会 大松 宏貴

私の家には薪ストーブがあります。薪は買うのではなく作っています。木を手頃な大きさに切り、割り、乾燥して初めて薪として使えます。この工程の中で木をチェーンソーで切る、それがとても好きです。手入れした刃で、丸太を切るとあっという間に切断出来ます。でも、手抜きして、研ぎ忘れた刃で丸太を切るとただ細かい鋸屑を撒き散らし、疲労し、切断出来ないのです。準備の時間がないと何事も上手くいかないことに気付かされます。仕事、趣味、なんでも準備です。上手に丸太を切断出来るとデスクワークの疲れも忘れることが出来る素晴らしいストレス解消ツールです。仕事の失敗や、反省を思い返し、落ち込みそうになるときも、チェーンソーは危険なので、木を切っているときは無心になれます。私にとって、薪作りは運動不足解消と、精神的安定を得ることの出来る素晴らしい趣味です。



そして、薪となる木を集めることを通して、人とのつながりが増えました。患者さんとして来局される方と仲良くなり、その患者さんのお宅の果樹の剪定を手伝いながら、木を分けてもらったり、その近所の方と知り合いになったり。自分の家の周り、薬局の周りとは違うコミュニティと繋がるきっかけを得ることができました。繋がった方々の生活スタイルを知ることから自分の服薬指導の糧になることや、新たな気づきを得られることもあります。

薪ストーブや薪づくりに興味のある方はご一報ください。一緒に薪づくりをしましょう。

次回は気仙薬剤師会の 菅野 和規 先生にお願いしました。



職場紹介



調剤薬局ツルハドラッグ盛岡本町通店（盛岡薬剤師会）

はじめまして、調剤薬局ツルハドラッグ盛岡本町通店と申します。

令和4年5月2日に、愛宕町にある調剤薬局ツルハドラッグ盛岡愛宕店と同時開局いたしました。岩手県内の調剤併設店としては21店舗目となります。

場所は盛岡市本町通の東側、上の橋と富士見橋の間にあります。店舗も令和4年3月にオープンしたばかりの新しいお店です。ツルハの目印である赤い看板ですが、当店は周辺地域の景観に配慮し通常よりも落ち着いた色になっております。調剤薬局スペースは、店舗入口から右側奥へ進んだところにあります。店舗と共用の30台分の無料駐車場があり、病院からの帰りにお買い物をしながらお待ちいただくことが可能です。

本町通・愛宕町エリアはクリニックが多く集まっている地域ですので、当薬局も様々な病院から処方箋を受け付けております。

EPARKを利用した処方箋の事前送信や、Pharmsを利用したオンライン服薬指導にも対応しており、お客様のニーズにお応えできるよう会社全体で取り組んでおります。

また、地域の皆様の健康を支えるため、健康相談にも積極的に取り組んでおります。要指導医薬品や第1類医薬品等を幅広く取り揃え、店舗側で販売している第2類・3類医薬品や健康食品等の相談もお受けしております。

薬局内でお客様が自己採血し検体を送ることで簡単に健康状態をチェックできる血液検査も実施しており、病院を定期受診していないお客様を中心にご利用いただいております。

ツルハドラッグは現在、より便利に利用していただくために全国各地で調剤薬局の新規開局をすすめております。地域の皆様が健康で豊かな生活を送るためのお手伝いができるよう、スタッフ一同、今後も励んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



〒020-0015 盛岡市本町通 1-2-15

TEL/FAX:019-601-4582

さつき薬局（奥州薬剤師会）

こんにちは、さつき薬局です。平成10年10月に開局しました。

場所はJ R東北本線金ヶ崎駅から徒歩10分のところで、国道4号線沿いにあります。金ヶ崎町は、北は北上市、南は奥州市と接しており、農業では米と野菜の生産が盛んなほか、西部の奥羽山脈側では大型畜産や酪農が営まれています。また、工業では岩手中部金ヶ崎工業団地があり、医薬品や半導体、自動車産業が立地、操業しています。

内科、外科、泌尿器科、眼科、神経内科、循環器内科、整形外科、呼吸器内科、婦人科、歯科と幅広い診療科の処方せんを受け付けています。

お隣の金ヶ崎診療所では、学校や会社を休んだり、半日を棒に振ることなく診療を受けられるよう学童、学生、サラリーマン等を対象とした早朝診療を行っており、当薬局では平日8時から開局しています。開局時間は、月～金曜日が8時から17時、第2・4土曜日が9時から12時です。

患者様はご高齢で一包化を希望する方も多く、調剤に時間がかかっていたため、去年の12月から自動錠剤供給装置付きの散剤・錠剤分包機を導入しました。以前は全て手撒きでの分包だったので、時間の短縮になり助かっています。

薬局の名前は金ヶ崎町のまちな花、さつきから取りました。日常業務の中で高齢者等の何らかの異変に気付いた時、金ヶ崎町社会福祉協議会へ連絡を入れるという、かねがさき地域みまもりネットワークに参加しています。地域の皆様にお役に立てるよう頑張っていきたいです。



〒029-4503 金ヶ崎町西根古寺 14-1
TEL:0197-41-1989 FAX:0197-41-1990



会員の動き



会員の動き（令和4年7月1日～令和4年8月31日）

☆県薬（および日薬・地域薬剤師会）への入会・退会・変更について

県薬の薬剤師向けウェブページに Excel 書式・手書き用 pdf 書式を掲載しております。Excel ファイルに入力後（またはダウンロード後にファイルを開いて入力後）、名前を付けて保存し、メール添付送信、または印刷したものを FAX 送信、郵送してください。Excel 書式 pdf 書式を使用出来ない場合には書式を郵送いたしますので、事務局までご連絡ください。登録事項に変更が生じた場合、お早めに書類を提出していただくようお願いいたします。

（7月 入会）

地域	業 態	氏 名 勤 務 先	〒	勤 務 先 住 所	勤務先 TEL	勤務先 FAX	出 身 校 卒業年度
盛岡	4	小 山 央 子 てんとうむし薬局	020-0122	盛岡市みたけ4丁目11-48	019-681-9227	019-681-9228	東北薬大 H2
盛岡	6	柴 田 綾 乃 本町薬局	020-0015	盛岡市本町通1-9-28	019-652-8200	019-652-3322	岩手医科 R2
盛岡	6	曾 根 小 夏 八幡町薬局	020-0872	盛岡市八幡町3-22	019-604-7770	019-653-8001	東北医薬 R3
盛岡	4	高 橋 純 そよ風薬局盛岡店	020-0108	盛岡市東黒石野3丁目1-12	019-664-0512	019-664-0513	岩手医科 H30
盛岡	7	於 本 崇 志 岩手医科大学附属病院	028-3695	紫波郡矢巾町医大通2-1-1	019-613-7111	019-907-2721	東北薬大 H17
一関	7	小 原 学 士 岩手県立磐井病院	029-0192	一関市狐禅寺字大平17	0191-23-3452	0191-23-9691	東北薬大 H28
花巻	6	宮 城 諒 アイン薬局花巻仲町店	025-0077	花巻市仲町5-9	0198-21-2022	0198-21-2023	徳島大 H30
気仙	6	佐 藤 翼 りあす薬局	022-0006	大船渡市立根町字中野40-6	0192-21-5100	0192-27-2001	岩手医科 R3
釜石	7	工 藤 智 也 岩手県立釜石病院	026-0055	釜石市甲子町第10地割483番地6号	0193-25-2011	0193-23-9479	岩手医科 R3

（8月 入会）

地域	業 態	氏 名 勤 務 先	〒	勤 務 先 住 所	勤務先 TEL	勤務先 FAX	出 身 校 卒業年度
北上	7	小野寺 良 司 岩手県立中部病院	024-8507	北上市村崎野17-10	0197-71-1511	0197-71-1414	東北医薬 R3
盛岡	6	滝 本 新 あさひ薬局	028-7111	八幡平市大更25-118-1	0195-75-2227	0195-75-2227	岩手医科 H25
花巻	6	檜 山 千 皓 花調あさざわ薬局	025-0067	花巻市浅沢100-7	0198-21-5550	0198-22-6668	明薬大 H18
北上	6	塚 原 健 太 おおぞら薬局	024-0083	北上市柳原町4-15-29	0197-65-2202		岩手医科 R3
北上	6	小田島 匡 さくら調剤薬局	024-0064	北上市若宮町2丁目2番39号	0197-63-8822	0197-63-8821	奥羽大 H28
北上	4	名 取 慶 祐 リリィ薬局北上店	024-0001	北上市飯豊20地割123-1	0197-72-6691	0197-72-6692	東北薬大 R2

(7月 変更)

地域	氏 名	変更事項	変 更 内 容	
盛岡	佐々木 陽 子	勤務先	〒020-0022 盛岡市大通2丁目7-20 ウェダビルⅡ1F 大通よつば薬局 電話 019-681-4091 FAX 019-681-4092	
盛岡	新井山 耕 平	勤務先名称	なの花薬局津志田店	
盛岡	帝人ヘルスケア株式会社	氏名 (社名)	(法人名称としては、帝人ヘルスケア株式会社東北支社岩手営業所に)	
盛岡	堀 川 庸 介	勤務先住所地	〒028-7111 八幡平市大更25-320-9 大更調剤薬局 電話 0195-70-1320 FAX 0195-70-1321	
盛岡	黛 多摩夫	勤務先	〒020-0541 岩手郡雫石町千刈田7-2 銀河薬局雫石店 電話 019-691-1560 FAX 019-692-2102	
花巻	多 田 均	勤務先	〒028-0502 遠野市青笹町中沢5-5-1 すずらん薬局 電話 0198-60-3622 FAX 0198-60-3623	
花巻	泉 澤 満	勤務先及び地域	〒025-0037 花巻市太田第51地割220-1 銀河薬局太田店 電話 0198-39-1250 FAX 0198-39-1251	旧地域： 北上
花巻	田 中 圭 子	勤務先及び地域	〒025-0097 花巻市若葉町2丁目4-14 つくし薬局花巻店 電話 0198-21-5580 FAX 0198-22-1199	旧地域： 北上
北上	司 東 礼津子	地域	無従事	旧地域： 盛岡
北上	片 方 夏 希	勤務先及び地域	〒024-0083 北上市柳原町5丁目12番16号 つくし薬局柳原店 電話 0197-62-5611 FAX 0197-62-5612	旧地域： 釜石
北上	森 内 新	勤務先	〒024-0034 北上市諏訪町2-5-42 ファースト調剤薬局 電話 0197-61-3023 FAX 0197-61-3024	
奥州	伊 藤 慶 一	勤務先	〒023-1111 奥州市江刺大通り5-8 アイン薬局大通中央店 電話 0197-35-8351 FAX 0197-35-8352	
奥州	永 澤 さかえ	勤務先	〒023-0828 奥州市水沢東大通り1丁目5-31 アイン薬局奥州水沢店 電話 0197-47-4767 FAX 0197-47-4768	
奥州	太 田 和 宏	勤務先及び地域	〒023-0003 奥州市水沢佐倉河字五反町9 2 番地1 つくし薬局さくらかわ店 電話 0197-34-1107 FAX 0197-34-1108	旧地域： 花巻
二戸	平 船 浩 人	勤務先	〒028-6193 二戸市堀野字大川原毛38番地 2 岩手県立二戸病院 電話 0195-23-2191 FAX 0195-23-2834	
二戸	三 善 真 澄	氏名	旧姓：富樫	

(8月 変更)

地域	氏 名	変更事項	変 更 内 容	
花巻	伊 藤 勝 彦	勤務先	〒025-0312 花巻市二枚橋6-498-1 たんぱほ薬局 電話 0198-26-1755 FAX 0198-26-1756	
花巻	櫛 引 基 之	勤務先	〒025-0092 花巻市大通り1-15-19 サカモト薬局大通り店 電話 0198-24-9196 FAX 0198-24-9226	
花巻	平 澤 美 希	勤務先	〒024-0084 北上市さくら通り3丁目3-10 さくら通り薬局 電話 0197-72-5155 FAX 0197-72-5156	
北上	菊 池 渙	勤務先	無従事	
奥州	石 田 啓 実	勤務先	〒023-0816 奥州市水沢西町5番22号 みどり薬局西町店 電話 0197-51-1517 FAX 0197-51-1518	
奥州	伊 東 駿	勤務先及び地域	〒023-1103 奥州市江刺西大通り11-15 共創未来江刺西大通り薬局 電話 0197-36-8150 FAX 0197-36-8151	旧地域： 花巻
奥州	大久保 楓	勤務先	無従事	
奥州	神 田 聖 子	勤務先	〒023-1102 奥州市江刺八日町1丁目9番48-1 イオン薬局イオンスタイル江刺 電話 0197-35-1911 FAX 0197-35-1241	
奥州	菅 原 莉 葉	勤務先	無従事	
一関	鈴 木 敏 晃	勤務先及び地域	〒029-0711 一関市大東町大原字立町113 そうごう薬局大原店 電話 0191-71-2511 FAX 0191-71-2512	旧地域： 気仙
気仙	吉 川 敬 太	勤務先及び地域	〒029-2205 陸前高田市高田町鳴石89-25 森の前薬局 電話 0192-5556-6200 FAX 0192-55-6100	旧地域： 一関

地域	氏 名	変更事項	変 更 内 容	
釜石	菊 池 遥	勤務先及び地域	〒026-0055 釜石市甲子町第10地割159番地209 おおぞら薬局松倉店 電話 0193-27-7680 FAX 0193-27-7681	旧地域： 花巻
宮古	追出町 明 子	勤務先及び地域	〒028-1352 下閉伊郡山田町飯岡第9地割37-14 クローバー薬局飯岡店 電話 0193-81-1730 FAX 0193-81-1747	旧地域： 盛岡

7月退会

（盛岡）菅野 弘子、大塚製薬株式会社盛岡出張所、株式会社アンサンワークス、梶田 稔、三浦 悠、
菅原 規子（花巻）三浦 祐福（北上）清水 啓二（一関）菅原 和彦、平山 郁子、原 幸宏

8月退会

（盛岡）與那覇 定範、石坂 珠里、上平 直志、西川 郷子、新妻 龍子、島田 裕章、菅原 小枝子
（北上）遠藤 沙耶香、桑原 伶佳（奥州）吉田 次子、山口 玲子（一関）原 侑子、
椎川 和貴子（気仙）小澤 拓弥、大井 友介（宮古）日暮 航平、千坂 清一

訂正

イーハトーブ第92号 訃報で誤りがございましたので、訂正してお詫び申し上げます。

誤 花巻薬剤師会 丹野 正明 様 令和3年5月4日ご逝去



正 花巻市薬剤師会 丹野 正明 様 令和4年5月4日ご逝去

会 員 数

	正 会 員	賛助会員	合 計
令和4年8月31日現在	1,718名	73名	1,791名
令和3年8月31日現在	1,721名	74名	1,795名



新たに指定された保険薬局

地域名	指定年月日	薬局名称	開設者名	〒	住所	TEL
盛岡	R4.07.10	調剤薬局ツルハドラッグ 上田店	八幡 政浩	020-0066	盛岡市上田1-3-26	019-624-8489
盛岡	R4.08.01	ウエルシア薬局 イオンタウン盛岡駅前店	松本 忠久	020-0033	盛岡市盛岡駅前北通11-30	019-606-8222
盛岡	R4.09.01	調剤薬局ツルハドラッグ 八幡平バイパス店	八幡 政浩	028-7111	八幡平市大更34-392-1	0195-78-8096
盛岡	R4.09.01	調剤薬局ツルハドラッグ 紫波中央店	八幡 政浩	028-3305	紫波町日詰字中新田211-1	019-672-6330



求人情報



受付 年月日	種別	求人者名・施設名	就労場所	連絡先	区分	勤務時間		休日
				ご担当者		平日	土曜日	
R4.9.12	病院	医療法人社団恵仁会 三愛病院	盛岡市月が丘1丁目29-15	019-641-6633 事務局長 宮崎 隆夫	常時	8:30～17:00 10:30～19:00 (時差勤務)	8:30～12:30	日曜、祝日、土曜月3回
R4.9.12	病院	栃内病院	盛岡市肴町2-28	019-623-1316 事務部長 金野 靖		8:30～17:00	8:30～12:30	日曜、祝日、他(4週6休シフト制)、夏期休暇、年末年始
R4.9.12	保険薬局	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社(リリ薬局盛岡北店)	盛岡市上堂2-4-11	090-5049-4893 武田 彩	常時	9:00～18:00 (8時間程度) (水9:00～12:30)	9:00～12:30	日曜、祝日、他
R4.9.12	保険薬局	すこやか薬局	滝沢市大釜竹鼻163-14	019-699-1721 安田 剛		9:00～18:00	8:30～13:00	日曜、祝日、夏期休暇、年末年始
R4.9.12	医薬品製造販売業	シミックCMO(株)西根工場	八幡平市大更第2地割154-13	0195-76-5184 人事総務課課長 杉澤 勝洋	常時	8:30～17:30		土曜、日曜、祝日、夏季休暇、年末年始
R4.9.12	病院	南昌病院	紫波郡矢巾町広宮沢1-2-181	019-697-5211 総務課主任 北館 和義		8:30～17:15		土曜、日曜、祝日、お盆、年末年始
R4.9.12	病院	南昌病院	紫波郡矢巾町広宮沢1-2-181	019-697-5211 総務課主任 北館 和義	パート	8:30～17:00 (6時間程度)		土曜、日曜、祝日、他
R4.9.13	その他	社団医療法人法友会 介護保険福祉施設 白鷺	紫波郡紫波町犬渕字南谷地108番地3	019-672-1220 事務	パート	8:30～17:10 (平日3日～勤務可能)		土曜、日曜、祝日、年末年始(施設内会議日 毎週月、水曜は出勤必須)
R4.9.12	保険薬局	パール薬局	花巻市西大通り二丁目22-17	0198-22-3517 氏家 道子	常時	8:30～18:30 (木8:30～13:00)	8:30～13:00	日曜、祝日、他
R4.9.12	病院	遠野はやちねホスピタル	遠野市青笹町中沢5地割5番地	0198-62-2026 事務長 宮澤 秀紀		8:30～17:15		土曜、日曜、祝日、他、年末年始、開院記念日
R4.9.12	保険薬局	サンケア薬局県立中部病院前店	北上市村崎野17地割167-1	019-601-9134 工藤 紀久雄	常時	8:30～18:00	8:30～13:00	日曜、祝日、他
R4.9.12	保険薬局	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社(リリ薬局北上店)	北上市飯豊20地割123-1	090-5049-4893 武田 彩		9:00～18:00 (8時間程度) (水9:00～12:30)	9:00～12:30	日曜、祝日、他
R4.9.12	保険薬局	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社(リリ薬局水沢店)	奥州市水沢真城字杉山下70-3	090-5049-4893 武田 彩	常時	9:00～19:00 (8時間程度)	9:00～13:00	木曜、日曜、祝日
R4.9.12	病院	医療法人博愛会 一関病院	一関市大手町3-36	0191-23-2050 千田 訓裕		8:30～17:00	8:30～12:00	祝日、第1.3.5土曜、他
R4.9.12	保険薬局	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社(千厩調剤薬局)	一関市千厩町千厩字草井沢43-1	090-5049-4893 武田 彩	常時	9:00～18:00 (8時間程度)	9:00～12:00	日曜、祝日、他
R4.9.12	保険薬局	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社(リリ薬局藤沢店)	一関市藤沢町藤沢字町裏180-2	090-5049-4893 武田 彩		9:00～18:30 (8時間程度)	9:00～13:00	日曜、祝日、他
R4.9.12	保険薬局	(有)創志白澤会	一関市上坊6-36	0191-31-1771 総務部長 青木 一郎	常時	9:00～18:00	9:00～13:00	日曜、祝日 土曜は隔週

受付 年月日	種別	求人者名・施設名	就労場所	連絡先	区分	勤務時間		休日
				ご担当者		平日	土曜日	
R4.9.12	保険薬局	シップヘルスケア ファーマシー東日 本株式会社（つば き薬局）	大船渡市盛町字内 ノ目3-17	090-5049-4893 武田 彩	常時	9:00～18:30 (8時間程度)	9:00～12:00	日曜、祝日、他
R4.9.12	保険薬局	(株)ライブリー (りあす薬局)	大船渡市立根町字 中野40-6	019-654-7100 総務本部 高橋・佐々木	常時	9:00～19:00 (水9:00～15:00)		土曜、日曜、祝 日、夏季・冬季 休暇、特別休暇
R4.9.12	保険薬局	健康堂薬局駅前店 健康同薬局小山田店 健康同薬局栄町店 ※いずれかに勤務	宮古市栄町2-4 宮古市小山田2-7-70 宮古市栄町1-62	0193-62-3311 城内 裕子	常時	9:00～17:30	9:00～13:00	日曜、祝日
R4.9.12	保険薬局	有限会社 ミドリ 薬局	宮古市実田二丁目 5-9	0193-62-0012 取締役 安見 一幸	常時	8:30～18:00 (木8:30～16:00)	8:30～12:30	日曜、祝日、他

■岩手県薬剤師会における【薬剤師無料職業紹介所】は、令和4年3月末日をもって終了いたしました。今後は求人情報のみの掲載とさせていただきますので、求職ご希望の方は、求人先へ直接ご連絡お願いいたします。
なお、求人情報の掲載をご希望の方は、岩手県薬剤師会事務局までご連絡ください。



No.	図書名	発行	判	型	定価	会員価格
1.	『保険薬事典 プラス 令和4年8月版』	じほう	A5判	約1,090頁	5,060円(税込)	4,550円(税込)
2.	『ジェネリック医薬品リスト 令和4年8月版』	じほう	A5判	642頁	3,740円(税込)	3,300円(税込)
3.	「腎機能別薬剤投与量 POCKETBOOK 第4版」	じほう	B6変型判	596頁	4,180円(税込)	3,740円(税込)

送料 No.1～No.3について

- ①県薬及び地域薬剤師会に送付の場合無料
- ②個人の場合10冊以上を一括同一箇所に送付する場合は無料
- ③1～9冊までは、1回の発送につき一律550円（税込）

☆図書の購入申し込みは、専用の申し込み用紙で、県薬事務局までFAXして下さい。
専用の申し込み用紙は、県薬ホームページ会員のページからダウンロードしてご利用下さい。

県薬ホームページ <http://www.iwayaku.or.jp/>

会員のページ ユーザー名 iwayaku

パスワード ipa2210

令和5年4月から
オンライン資格確認システム導入は原則義務化となります
～安心・安全で質の高い医療を提供する基盤となります～



療養担当規則等が改正され、保険医療機関・薬局に、令和5年4月からオンライン資格確認を導入することが原則として義務付けられます。

※ 現在、紙レセプトでの請求が認められている医療機関・薬局については、導入義務化の対象外となります。



導入の原則義務化に伴い、令和5年3月末までに導入作業を完了できるよう、速やかにご準備ください。（対応いただきたい内容は裏面）

導入の原則義務化に伴い、システム導入に係る
補助金の上限額が変更となります

令和4年6月7日から令和4年12月末までに
カードリーダーを申し込み、
令和5年2月末までにシステム事業者と契約を結んだ方

下表のとおり、補助上限額を
引き上げます。

令和3年4月から令和4年6月6日までに
カードリーダーを申し込み、
令和4年6月7日から令和5年1月末までに運用開始した方

従来の補助額と下表の変更後
の補助額の差額を補助します。
（補助金交付済施設を除く）

	カードリーダー の申込時期	病院			大型チェーン 薬局	診療所/薬局 (大型チェーン薬局 以外)
カードリーダー提供台数		3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他 費用の 補助内容	令和4年6月7日 以降	1台導入の場合 210.1万円 事業額の420.2万円 を上限に、 その1/2を補助	2台導入の場合 200.2万円 事業額の400.4万円 を上限に、 その1/2を補助	3台導入の場合 190.3万円 事業額の380.6万円 を上限に、 その1/2を補助	21.4万円 事業額の42.9万円 を上限に、 その1/2を補助	基準となる 事業額 42.9万円 を上限に 実費補助

※詳細は、医療機関等ポータルサイトのお知らせをご確認ください。

令和4年10月からオンライン資格確認に関する診療報酬が見直されます

新たな加算では、診療情報を活用した質の高い診療の実施体制を評価し、またオンライン資格確認等システムを通じて情報取得した場合には、取得が効率化される点を考慮して患者負担が小さくなる仕組みとなります。

※新たな加算の算定においても、オンライン請求を行っていることが算定の要件となります。

オンライン資格確認

検索



オンライン資格確認システム導入の義務化の対象となる 医療機関・薬局の方は今すぐご対応をお願いします

令和4年7月3日時点において
医療機関等向けポータルサイトのアカウント未登録の方



令和4年8月10日以降、厚生労働省・支払基金よりポータルサイトアカウント情報を郵送しています。

郵送物をご確認いただき、まずはポータルサイトアカウント本登録をお願いします。なお、既に本登録をお済みの場合は、ご容赦ください。

郵送物を紛失された方はオンライン資格確認等コールセンターまでお問合せください。

顔認証付きカードリーダー 未申込の方

カードリーダーは、申込からお手元に届くまでの期間とシステム改修に必要な期間を踏まえ、令和5年3月末までに導入が間に合うよう、9月中のお申し込みをお勧めします。

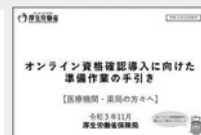
顔認証付きカードリーダーの
機種・概要はこちらからアクセス▶



顔認証付きカードリーダー申込済で 導入未着手、運用開始していない方

年度末にかけて導入加速が予想されます。システム改修についてシステム事業者へお早めに相談ください。

導入作業の手引きは
こちらからアクセス▶



補助金の受け取り条件として、令和5年3月31日までに オンライン資格確認の導入を完了させる必要があります

✓ 補助金の申請は令和5年6月30日まで受け付けています

- 補助金の上限額変更の詳細は、医療機関等向けポータルサイトにてお知らせします。
- 令和5年3月31日までにオンライン資格確認の導入を完了させ、令和5年6月30日までに申請をお願いいたします。

説明会等を随時実施しています

8月24日（水）に、オンライン資格確認の意義、義務化や補助金に関する説明会を実施しました。下記URLよりアーカイブ映像を配信しております。

URL: <https://youtu.be/1H3mhnEd-U8>



オンライン資格確認導入に関する手続き・各種申請は 医療機関等向けポータルサイトで確認できます

お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター

✉ contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

☎ 0800-0804583（通話無料）月～金 8：00～18：00
（いずれも祝日を除く）土 8：00～16：00



医療機関ポータル

検索

編集後記

今回の話題のひろばのテーマは「小さい頃になりたかったもの」。
私が小学校の頃は、男の子だと 警察官 野球選手 医師 などが人気だったと思いますが、現代では、
You Tuber・動画投稿者、ゲームクリエイターなどが人気なようで時代の変化を感じます。
時代の変化を感じるといって、最近は SNS などでもいろいろな情報が共有されています。
先日こんな投稿に目がとまりました。

思考に気をつけなさい、それは、いつか言葉になるから。
言葉に気をつけなさい、それは、いつか行動になるから。
行動に気をつけなさい、それは、いつか習慣になるから。
習慣に気をつけなさい、それは、いつか性格になるから。

誰の言葉なのかわかりませんが、なぜかスクショしてしまいました。
こんなことするの、私だけ（笑）？

（編集委員 安倍 奨）

・ ・ ・ ・ ・ お知らせ ・ ・ ・ ・ ・

（一社）岩手県薬剤師会ホームページ <http://www.iwayaku.or.jp/>

「会員のページ」ユーザー名 iwayaku
パスワード ipa2210

「イーハトーブ」は、会員相互の意見や情報の交換の場です。
会員の皆様からの投稿・意見・要望をお待ちしております。

投稿・意見・要望あて先 県薬事務局 TEL 019-622-2467 FAX 019-653-2273

e-mail ipalhead@rose.ocn.ne.jp

（アイ・ピー・エー・イチ・エイチ・イー・エー・ディー）

表紙の写真

平成2年2月3日、現在の馬場町に岩手県薬剤師会館が建設され、落成式典が行われました。当時の日本薬剤師会会長もご臨席されていて、盛大に行われたようです。数人の先生方が歌を歌っている写真も残っていましたが、何の歌だったんでしょう・・・？

下の2枚の写真は3Fの研修室と玄関から見たロビーになっています。研修会などで薬剤師会館を訪れたときに、この写真と現在の風景を見比べてみるのも面白いかもしれませんね。

（編集委員 高野 浩史）

編 集	担当副会長	金澤貴子
	担当理事	高林江美、川目聖子、高橋めぐみ、高橋さくら、佐藤明美
	編集委員	川目聖子、高野浩史、安倍 奨、佐々木拓弥
	地域薬剤師会編集委員	高野浩史（盛岡）、高橋めぐみ（花巻）、腰山裕美（北上）、 千葉千香子（奥州）、村上達郎（一関）、金野良則（気仙）、 柵山敬司（釜石）、高濱志保（宮古）、新渕純司（久慈）、金澤 悟（二戸）

イーハトーブ～岩手県薬剤師会誌～ 第93号

第93号（奇数月1回末日発行）

令和4年9月29日 印刷

令和4年9月30日 発行

発行者 一般社団法人 岩手県薬剤師会

会長 畑澤博巳

発行所 一般社団法人 岩手県薬剤師会

〒020-0876 盛岡市馬場町3番12号

TEL (019) 622-2467 FAX (019) 653-2273

e-mail ipalhead@rose.ocn.ne.jp

印刷所 杜陵高速印刷株式会社

〒020-0811 盛岡市川目町23番2号

TEL (019) 651-2110 FAX (019) 654-1084

保障が充実。 なのに、ムダがない アフラックの医療保険。



ライフステージの変化に合わせて、その時々で必要な保障を変えられるため、ムダなく最適な保障を備えていただけます。

特長
1

基本保障

三大疾病^(※1)による長期入院は
日数無制限で保障。短期入院^(※2)でも
一律10日分の入院給付金を、
日帰り手術でも、手術給付金に加え、
通院給付金をお受けいただけます。

(※1)三大疾病とは、がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患を指します。(※2)日帰り入院を含む10日以内の入院の場合

特長
2

選べる特約

三大疾病で手術または入院をしたとき^(※3)に
一時金をお受けいただけます。また、糖尿病の
合併症などの特定生活習慣病^(※4)にも
手厚く備えることができます。

(※3)がん(悪性新生物)の場合は、診断確定されたときを含みます。(※4)特定生活習慣病とは、肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、糖尿病の合併症を指します。

特長
3

選べるプラン

所定の条件を
満たした場合、
3年に1度「健康祝金」を
お受けいただけます。

※「健康祝金ありプラン」に「三大疾病一時金特約」と「特定生活習慣病保障特約」を付加した場合の特長

〈医療保険 EVER Prime(健康祝金ありプラン)〉

入院給付金日額/三大疾病無制限入院給付金日額/通院給付金日額5,000円 外来手術増額特則付き 保険期間:終身

●契約年齢:0歳~満85歳まで●

※ご契約内容により異なります。

入院	疾病・災害 入院給付金	10日以内の場合 一律10日分	5万円	11日以上の場合 1日につき	5,000円
	三大疾病無制限 入院給付金	三大疾病で疾病・災害入院給付金の 支払限度日数を超える 入院をしたとき	1日につき	5,000円	
手術	手術給付金	外来手術 (特定手術を除く)	1回につき	5万円	終身
		入院手術 (特定手術を除く)	1回につき	5万円	
放射線治療	放射線治療 給付金	特定手術 がん(悪性新生物)に対する 開頭・開胸・開腹手術や心臓への開胸術など	1回につき	20万円	終身
放射線治療	放射線治療 給付金		1回につき	5万円	
通院	疾病・災害 通院給付金		1日につき	5,000円	
祝金	健康祝金 ^(※5)	所定の条件を満たした場合	3年ごとに	2.5万円	

月払保険料例【個別取扱】

左記プランの場合
入院給付金支払限度:60日型
保険料払込期間:終身 定額タイプ
三大疾病保険料払込免除特約付き

契約日 の 満年齢	男 性	女 性
20歳	2,670円	2,940円
30歳	3,365円	3,570円
40歳	4,480円	4,310円
50歳	7,150円	6,065円
60歳	12,160円	9,130円
70歳	18,590円	13,355円
80歳	24,640円	18,775円

⊕ ニーズに応じて付加できます。

三大疾病保険料払込免除特約 免除事由に該当したとき
以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

(※5) 90歳となる年単位の契約応当日の翌日以後は、健康祝金のお支払いはありません。

※三大疾病保険料払込免除特約のがん(悪性新生物)の保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。

⊕
プラス

選べる特約 特約で三大疾病や生活習慣病への備えなど、保障を強化できます。

●女性特定手術特約 ●三大疾病一時金特約 ●特定生活習慣病保障特約 ●就労所得保障一時金特約 ●精神疾患保障一時金特約
●介護一時金特約 ●認知症介護一時金特約 ●ケガの特約 ●総合先進医療特約 ●入院一時金特約 ●終身特約

※健康状態によっては、記載の保険料と異なる保険料となる場合があります(保険料が割増となる場合があります)。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

2021年1月18日現在

〈募集代理店〉(アフラックは代理店制度を採用しています)

ナカイ株式会社 盛岡支店

ナカイ 保険

検索

〒020-0025 盛岡市大沢川原3丁目8-40 パレスこずかた橋1F
TEL:019-652-3261(代) FAX:019-652-3275

フリーダイヤル(通話料無料)



0120-523-261

受付時間/9:00~18:00(土・日・祝除く)

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

Aflac

アフラック

盛岡支店

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス13F

当社保険に関するお問い合わせ:各種お手続き コールセンター 0120-5555-95

P20172 AF ツール-2020-0348-2104018 11月11日

感染対策をしっかりとしましょう



®わんこきょうだい